

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 8 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成28年8月23日

- | | |
|-------|---|
| 開　　会 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 市長の行政報告 |
| 日程第5 | 議案第44号　平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第45号　平成27年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第7 | 議案第46号　平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて |
| 日程第8 | 議案第47号　平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について |
| 日程第9 | 議案第48号　平成27年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて |
| 日程第10 | 議案第49号　平成27年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて |
| 日程第11 | 議案第50号　平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
決算認定について |
| 日程第12 | 議案第51号　岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定
について |
| 日程第13 | 議案第52号　岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第53号　岩出市行政改革推進委員会条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第54号　岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第55号　岩出市公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の制定に
ついて |
| 日程第17 | 議案第56号　岩出市教育委員会委員定数条例の廃止について |
| 日程第18 | 議案第57号　岩出市教育支援委員会条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第58号　岩出市スポーツ推進計画策定委員会条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第59号　岩出市社会福祉法人設立認可等審査会条例の制定について |

- 日程第21 議案第60号 岩出市地域福祉計画策定委員会条例の制定について
- 日程第22 議案第61号 岩出市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
- 日程第23 議案第62号 岩出市障害者計画等策定委員会条例の制定について
- 日程第24 議案第63号 岩出市差別事件処理委員会条例の制定について
- 日程第25 議案第64号 岩出市人権推進懇話会条例の制定について
- 日程第26 議案第65号 岩出市介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について
- 日程第27 議案第66号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第67号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第68号 岩出市保健衛生事故調査会条例の制定について
- 日程第30 議案第69号 岩出市健康づくり計画策定委員会条例の制定について
- 日程第31 議案第70号 岩出市農業振興地域整備促進協議会条例の制定について
- 日程第32 議案第71号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の制定について
- 日程第33 議案第72号 岩出市空家等対策協議会条例の制定について
- 日程第34 議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第74号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第75号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第76号 市道路線の認定について
- 日程第38 議案第77号 市有財産の処分について
- 日程第39 議案第78号 動産の取得について
- 日程第40 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成28年第3回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第44号から議案第79号までの議案36件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第44号から議案第50号までの決算議案7件につきましては、代表監査委員から決算の審査報告です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、西野 豊議員及び山本重信議員の兩名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月9日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月9日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案36件と報告1件であります。

次に、平成28年第2回定例会から平成28年第3回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○井神議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

立秋とは名ばかりで、厳しい残暑が続いていますが、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成28年第3回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、平成27年度一般会計歳入歳出決算についてであります。平成27年度の我が国の経済は、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油安等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いており、地方へと徐々に波及しつつありますが、まだまだ経済環境の厳しさを感ずる状況であります。

このような経済情勢の中、本市の財政状況は、歳入の根幹である市税は増加傾向にあるものの、歳出では扶助費を初めとした、社会保障関係経費が年々増加しているため、厳しい状況にありますが、住民サービスの低下や将来の住民への財政負担を来さないように、行財政運営に取り組んだ結果、平成27年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は、4億3,723万5,954円の黒字決算となりました。

次に、岩出市地域防災訓練についてであります。今年度も市内6小学校と船山地区公民館において、9月4日に実施いたします。

今年度の訓練は、熊本地震における行政対応の課題点を洗い出すことにより、地震発生直後の初動態勢の重要性を再認識した上で、より現実的な訓練内容を計画しており、訓練当日は、自主防災組織を初め、市民の参加と関係機関の応援を受けて、緊密な連携のもと、有事即応型の体験訓練を実施いたします。

近い将来、発生すると言われていた南海トラフ巨大地震及び中央構造線による大規模地震に備え、自主防災意識の高揚と自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制の確立に向け、取り組んでまいります。

次に、職員採用についてであります。6月議会でもご報告申し上げましたとおり、7月24日に保健師の採用に係る1次試験を実施したところ、8名の受験者があ

りました。

また、9月17日には、技能労務職の試験を実施する予定となっており、受験申込者は30名となっております。

また、9月18日には、大学、短大、高校卒業者を対象とした一般事務職のほか、技師、保育士、福祉職の採用に係る1次試験を実施する予定であります。

受験申込者は、大学、短大、高校卒業者を対象とした一般事務職に45名、技師に4名、保育士に11名、福祉職に1名となっております。

それぞれ面接等の2次試験を実施した後の合格内定者につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、平成28年度敬老会についてであります。高齢者に感謝し、敬愛する気持ちをより一層高め、長寿をお祝いするため、9月19日月曜日、敬老の日の祝日に、正午から市民総合体育館で開催いたします。

今年度は、昭和19年12月31日以前に生まれた数え73歳以上で、6,493名の方々をご招待しております。当日は、議員各位のご臨席を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

次に、道路事業についてであります。クリーンセンターや火葬場へ進入する新設道路である市道押川根来線は、平成25年度から工事着手し、事業箇所が急峻な地形であることから難工事が続いていましたが、8月1日に供用開始することができました。

今後は、市道山西国分線の交通安全対策事業を推進し、歩行者及び通学路の安全確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、浸水対策についてであります。山崎地区における対策として、国土交通省との協議が完了し、9月に排水ポンプによる対策工事を発注する予定としております。

また、高瀬地区における北川排水路のボトルネックを解消する対策工事及び大町、高瀬、西野地区の対策事業として、県道泉佐野岩出線内への大町排水路設置工事の発注を今月行い、浸水被害の解消・軽減を図ってまいります。

次に、岩出市住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフや中央構造線を震源地とする大規模地震が懸念される中、住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、1棟でも多くの家屋の耐震化を図れるよう事業の周知及び実施に努めているところであります。

なお、熊本地震の影響もあり、住宅の耐震改修に関する問い合わせが増加してい

ることから、今議会に補助事業に要する補正予算を計上してございます。

次に、教育関係についてであります。教育委員会では、最重点課題である学力の向上のため、全国学力・学習状況調査に合わせて岩出市学力テストを実施し、小学3年生の段階から学習状況等を把握することにより、的確な学習指導を行っているところであります。また、中学校においては、中学1年生から中学3年生を対象にした土曜学習教室を、本年度は2学期から土曜日に20回程度実施することにしております。

また、全ての教科の学力向上の基礎となる読解力の向上を図るため、学校と岩出図書館が連携して、読書活動の推進を行っており、児童生徒への読書支援や、学校図書室を活用しての調べ学習の支援などにより、児童生徒の読解力及び教員の図書を活用しての学習指導力の向上に努めているところであります。

次に、市民運動会と文化祭についてであります。今年度はともに、岩出市誕生10周年記念として、1人でも多くの市民の皆様にご参加いただけるよう趣向を凝らし、記念イベントにふさわしい内容で実施いたします。

市民運動会については、10月10日の体育の日に大宮緑地総合運動公園で、文化祭については10月29日及び30日の両日、市民総合体育館をメイン会場に開催し、市民表彰式を文化祭開会式前に行います。

議員各位におかれましても、公私ともに大変ご多忙と存じますが、ご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いを申し上げます。

○井神議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第40 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議  
について

○井神議長 日程第5 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第40 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協

議の件までの議案36件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いします案件につきましては、平成27年度決算認定の案件が7件、条例案件が22件、平成28年度補正予算案件が3件、市道路線の認定案件が1件、市有財産の処分についての案件が1件、動産の取得についての案件が1件、一部事務組合に関する協議案件が1件の計36件であります。

まず初めに、平成27年度決算認定の案件について説明いたします。

議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が175億3,025万3,741円、歳出総額が169億8,243万787円で、歳入歳出差引額は5億4,782万2,954円となりましたが、繰越事業があるため、実質収支額は4億3,723万5,954円となります。

次に、議案第45号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が64億9,545万4,902円、歳出総額が64億8,739万509円で、歳入歳出差引額は806万4,393円となりました。

次に、議案第46号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が28億3,792万8,583円、歳出総額が27億9,314万9,604円、歳入歳出差引額は4,477万8,979円となりました。

次に、議案第47号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が6億8,675万4,143円、歳出総額が6億7,609万553円で、歳入歳出差引額は1,066万3,590円となりました。

次に、議案第48号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が32億6,645万1,555円、歳出総額が31億9,155万2,525円で、歳入歳出差引額は7,489万9,030円となりましたが、繰越事業があるため、実質収支額は1,989万9,030円となります。

次に、議案第49号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額、歳出総額ともに2,242万5,408円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてであります。まず、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が4億8,869万8,224円で、減債積立金に3,862万6,333円を、建設改良積立金に

9,991万5,276円を積み立てるほか、資本金に、減債積立金取り崩し分として5,377万3,931円、建設改良積立金取り崩し分として2億9,638万2,684円を組み入れるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額が12億682万7,361円、収益的支出額が10億2,230万1,612円で、収入支出差引額は1億8,452万5,749円となりました。

一方、資本的収入額は1億7,151万5,350円、資本的支出額は8億3,912万6,473円で、収入支出差引額は6億6,761万1,123円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填いたしました。

続いて、条例案件について説明いたします。

まず、附属機関に関する条例です。

議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について、議案第52号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について、議案第53号 岩出市行政改革推進委員会条例の制定について、議案第55号 岩出市公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の制定について、議案第57号 岩出市教育支援委員会条例の制定について、議案第58号 岩出市スポーツ推進計画策定委員会条例の制定について、議案第59号 岩出市社会福祉法人設立認可等審査会条例の制定について、議案第60号 岩出市地域福祉計画策定委員会条例の制定について、議案第61号 岩出市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について、議案第62号 岩出市障害者計画等策定委員会条例の制定について、議案第63号 岩出市差別事件処理委員会条例の制定について、議案第64号 岩出市人権推進懇話会条例の制定について、議案第65号 岩出市介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について、議案第68号 岩出市保健衛生事故調査会条例の制定について、議案第69号 岩出市健康づくり計画策定委員会条例の制定について、議案第70号 岩出市農業振興地域整備促進協議会条例の制定について、議案第71号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の制定についてであります。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、委員会等を設置するため、制定するものであります。

次に、議案第54号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。旅館建築審査会委員及び岩出市空家等対策協議会委員の報酬額を定めるため所要の改正をするものであります。

次に、議案第56号 岩出市教育委員会委員定数条例の廃止についてであります。教育委員会の委員定数を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定のとおりとするため、廃止するものであります。

次に、議案第66号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第67号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第72号 岩出市空家等対策協議会条例の制定についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、岩出市空家等対策協議会を設置するため、制定するものであります。

次に、平成28年度補正予算案件について説明をいたします。

議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に1億4,506万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を156億4,198万7,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、事業の補助採択に伴う国県支出金の事業財源のほか、各一部事務組合前年度負担金の返還金などを補正するものであります。

一方、歳出では、新庁舎建築及び駐車場拡張に向けた委託料、工事請負費及び公有財産購入費、国民健康保険特別会計繰出金、岩出市住宅耐震化促進事業費、那賀消防組合負担金、事業の補助採択に伴う財源振替などによる補正をするものであります。

次に、議案第74号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に899万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を64億9,958万8,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、国庫補助金の新規計上に伴う予算組み替え及び一般会計繰入金について、歳出では、過年度交付金等の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第75号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に356万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を28億7,294万4,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、地域介護・福祉空間整備推進交付金、支払基金交付金及び介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、地域介護・福祉空間整備推進交付金及び過年度交付金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第76号 市道路線の認定については、開発行為等による帰属道路の3路線を市道認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号 市有財産の処分についてであります。市有財産を譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号 動産の取得についてであります。根来・上岩出小学校コンピュータ教室パソコン整備事業に係る機器等一式の購入について、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてであります。紀南環境衛生施設事務組合と常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○井神議長 これにて、市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件につきまして、代表監査委員から決算の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 平成27年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査について、ご報告申し上げます。

平成27年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成27年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、平成27年度岩出市水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

平成27年度岩出市水道事業会計決算審査意見

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成27年度岩出市水

道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法並びに錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

今回、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況については、7月13日から7月22日にかけて、また、水道事業会計決算については6月14日に、審査に付された歳入歳出決算書等をもとに、各課の担当者に説明を求め、平成27年度決算審査を実施いたしました。

審査の概要等については、意見書に添付したとおりでございます。

主な内容として、1点目は、収入未済額については、その縮減を課題とし、収納対策の充実強化により、収納率は、厳しい経済状況の中にもありながらも、向上が見られます。

しかし、景気は緩やかな回復基調が続いていると言われてはいるものの、依然として厳しい経済状況の影響により、収納率の向上は厳しくなるものと考えられることから、収入の確保と住民負担の公平性の観点からも滞納者の実態把握と分析を行い、法的措置を初め適正な滞納対策を講じるとともに、収入未済額の縮減に向けて、なお一層の努力をされたい。

なお、不納欠損処分にあつては、安易な不納欠損処分とならないよう日常の債権管理を適切に行い、あらゆる手続を尽くした上で適正に処理されることを望むものであります。

また、水道料金の未収金についても、その解消に向け、法にのっとりた手続を押し進め、未収金の解消に努められたい。

2点目は、財産管理事務については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目は、補助金の交付については、交付に際し、事業内容及び補助の必要性、効果等を十分精査し、交付決定されるよう努められたい。

4点目は、財務会計事務については、各課においてその根拠となる法令等を十分把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目は、各種施策の遂行に当たっては、その効果と必要性を十分に認識、検証しながら、真に必要な事業を厳選し、限られた財源を適切に配分するなど、より一層、効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、職員一人一人が常にコスト意識と幅広い視野を持って事務事業に携わるよう、職員の資質・意欲の向上に力を注がれたい。としてございます。

なお、平成27年度決算審査での指摘事項は、特にございませぬ。

以上で、監査委員の報告とさせていただきます。

○井神議長 これで、決算の審査報告は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を8月29日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を8月29日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時10分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 8 月 2 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成28年8月29日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第45号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第3 議案第46号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第4 議案第47号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第5 議案第48号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第6 議案第49号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第7 議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
決算認定について
- 日程第8 議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定
について
- 日程第9 議案第52号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 岩出市行政改革推進委員会条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第55号 岩出市公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の制定に
ついて
- 日程第13 議案第56号 岩出市教育委員会委員定数条例の廃止について
- 日程第14 議案第57号 岩出市教育支援委員会条例の制定について
- 日程第15 議案第58号 岩出市スポーツ推進計画策定委員会条例の制定について
- 日程第16 議案第59号 岩出市社会福祉法人設立認可等審査会条例の制定について
- 日程第17 議案第60号 岩出市地域福祉計画策定委員会条例の制定について
- 日程第18 議案第61号 岩出市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
- 日程第19 議案第62号 岩出市障害者計画等策定委員会条例の制定について
- 日程第20 議案第63号 岩出市差別事件処理委員会条例の制定について

- 日程第21 議案第64号 岩出市人権推進懇話会条例の制定について
- 日程第22 議案第65号 岩出市介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について
- 日程第23 議案第66号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第67号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第68号 岩出市保健衛生事故調査会条例の制定について
- 日程第26 議案第69号 岩出市健康づくり計画策定委員会条例の制定について
- 日程第27 議案第70号 岩出市農業振興地域整備促進協議会条例の制定について
- 日程第28 議案第71号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の制定について
- 日程第29 議案第72号 岩出市空家等対策協議会条例の制定について
- 日程第30 議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第74号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第75号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第76号 市道路線の認定について
- 日程第34 議案第77号 市有財産の処分について
- 日程第35 議案第78号 動産の取得について
- 日程第36 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第44号から議案第50号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会設置及び付託並びに委員の選任、議案第51号から議案第79号までの議案29件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について～

日程第7 議案50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○井神議長 日程第1 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第7 議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いします。

日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

今、議長から発言許可をいただきましたので、議案ごとに質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第44号 平成27年度一般会計の質疑から行きたいと思います。

この議案では、5点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、この決算書を見る限り、地方消費税の交付金、また、地方交付税において、おのおの2億円ぐらいの補正というような形として、今年度ではなっていない点、これを聞きしたいです。

2点目においては、基金という状況においては、減債基金、また、公共施設整備

基金への積立金というのが増加しているのが、平成27年度の決算の特徴というふうにも見えます。このような基金という面においてのこの対応、この基金積み立てを市としてはどう捉えた上で、この状況になったのかという点、これをお聞きしたいと思います。

3点目は、今年度も不納欠損というものが出ているわけなんですけど、市税、また保育料、給食費というような部分の点において、市民実態というものがどのような状況のもとで、このような不納欠損という形をとられたのか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目は、岩出市においては、市の特性という部分においては県下一若い、そういう都市、まちというふうになってきています。この点では、特段、子育て支援策というものが求められると考えられますが、子供の医療というような医療面ですね、また、教育施策面、こういうような面においては、どのような観点で、市としては事業を進めてきたというふうに認識をされているのか、この点をお聞きしたいと思います。

最後に、ごみの関係なんですけど、1人当たりのごみ排出量、これにおいては平成27年度の目標は、1日当たりは688グラムということを目標にされていました。しかし、現実には、こういう数字においては933グラムというふうになっています。この間、平成27年度において、市としての目標を達成していくという上において、市民との対話や、また協力、こういうような点においてはどのように行ってきたのかと。そして、同時に反省面というようなことと、また、今年度に生かしていくという、そういう面においての推進面、これについてはどう認識をされてきたのかという点、この点について質疑をさせていただきたいと思います。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 おはようございます。

増田議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、地方消費税交付金、地方交付税で2億円の補正となっているが、その理由はについてでございますが、地方消費税交付金及び地方交付税については、当初予算の編成に当たり、市独自での算出が困難であることから、過去の交付実績及び国が発表する地方財政計画の伸び率をもとに計上してございます。

地方消費税交付金は、和歌山県内における地方消費税の増収に伴う配分額の増、

普通交付税は、制度改正に伴う単位費用の見直し等により、基準財政需用額の増加及び特別交付税は、岩出市の特殊事情に対する措置による増などにより増額補正したものです。いずれも国・県から配分される財源であるため、地方財政計画等を参考に予算計上しておりますので、ご理解願います。

続きまして、2点目、基金状況において、減債基金、公共施設整備基金への積み立てが増加しているのが決算の特徴となっている。基金積み立てをどう捉えているのかにつきまして、減債基金については、一般会計における臨時財政対策債残高が44億4,706万6,000円となり、公債費負担が大きくなっていることや、下水道事業特別会計における事業債残高が91億5,001万円となり、一般会計からの繰出金が大きくなっていることを勘案し、将来の公債費負担に備え、積み立てを行っております。

公共施設整備基金については、今後の公共施設の計画的な整備を促進するための財源として積み立てを行っております。

以上です。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 3点目のご質疑、不納欠損を行う上で、市税の市民実態はどのようなものだったのかについてですが、滞納処分する財産がない。滞納処分することによって生活が著しく困窮する。その所在や滞納処分する財産が不明のような実態の場合、不納欠損の対象者となります。

以上です。

○井神議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 3点目の質疑、保育料の不納欠損を行う上での市民実態はどのようなものであったかについてですが、滞納処分する財産がない。滞納処分することによって生活が著しく困窮する。その所在や滞納処分する財産が不明のような実態の場合、不納欠損の対象者となります。

以上です。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 給食費の市民実態はどのようなものだったかのご質疑にお答えいたします。

実態としましては、居所不明、保護者死亡及び生活保護世帯が対象者となっております。

○井神議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の4点目の質疑にお答えいたします。

平成27年度決算での医療面の子育て支援施策として、子ども医療につきましては、子育て世帯の経済的な負担を軽減するとともに、子供の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に実施しております。

平成27年度は、8月から子ども医療の助成対象を中学生まで拡大し、実施いたしました。子ども医療費助成は、子育て支援の充実と子育て世代が安心して暮らせるまちづくりに寄与できているものと考えております。

以上です。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 教育面においての子育て支援策ということで、平成27年度決算での教育面からの子育て支援といたしまして、主なものとして、小中学校の児童生徒の保護者に対し、経済的な教育費の扶助として、要保護、準要保護児童生徒扶助事業を実施いたしました。このことにより就学困難児童生徒の保護者への経済的援助が行われたものと考えてございます。

○井神議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 5点目についてお答えいたします。

目標達成に向けての取り組みといたしましては、ごみの総排出量において、家庭系可燃ごみの占める割合が最も高いことから、当該ごみの減量に最も力を入れ取り組みました。

具体的には、生ごみ処理容器購入の補助率を3分の2から4分の3へ引き上げを行うとともに、市民に対しての見える啓発として、区自治会長を対象に、排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会を開催いたしました。見学会では、排出された家庭系可燃ごみ袋から資源ごみを分別し、減量を実感していただくとともに、集団資源回収事業奨励金などの啓発を行っております。

また、市文化祭や市民ふれあいまつりなどのイベントにおいても、ごみの減量、資源化の啓発を行っております。

今後もごみの減量化を進めるため、区自治会や各種団体などを対象とした見学会を継続的に実施するなど、市民への啓発を重点的に行い、目標達成に努めてまいります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 交付税関係においては、国の算出基準との関係、実績、そういうところからどうしてもそういうような形が出るんだというようなお答えでした。

また、基準財政需用額が増加したという関係から、こういうふうになったということなのですが、こういう点においては、今年度、平成28年度の部分において、この基準財政需用額、この額については昨年のような大幅なそういう基準額の増加というようなことは考えられるのか。実際、現実的には、今年度においても最終的に決算を打ったときに、このような何億円というようなそういう形のことが起きる状況が生まれているのかどうか、基準財政需用額の面で、今年度の状況ではどうなのかという点だけ、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

それと、不納欠損の関係では、おのおの今お話がありました。ただ、岩出市の場合の特徴という面の1つに、岩出市外というんですか、転出される方なんかも結構あるわけなんです。そういう方の場合、岩出市においては、市の現状として、どのような形で、そういう転出者の方に対して、未納になっている方の対応を捉えているのかという、この点だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

これは保育料においても、給食費においてもそうだと思うんですけどね、その辺、市の対応について、再度ちょっとお聞かせいただきたいと思うんです。

もう1点は、ごみの問題です。かなり市として、ごみの問題については本当に頭の痛い問題だと、私は思うんです。実際にその対応というのが現実にも求められてきていると。そんな中で、今、答弁もあつたんですが、今年度、昨年のこういうような実態を受けて、ことしも約半年ぐらいが過ぎようとしているわけなんですけども、そういう点においては、ごみの減量化という点においては、目標に向かって、減量という点においては、実際に今の状況として、今以上の減量化の取り組みが求められてきていると思うんですが、そういう点においては、今年度の1日当たりの実績というのはどういうような形でなっているのか。去年の反省を受けて、その対応というのが進められてきているんだから、当然、目標に向かっての減量化施策というのを点検なり、そういうのをしていかなあかんと思うんですが、そういう点においては、今年度、現状でいうたらどういうふうな形になっているのかという点だけお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

平成28年度ということですので、精度の高い数字を今持ち合わせてございませんが、平成28年度の普通交付税につきましては、平成27年度よりは減っております。ただ、予算額については確保できておりますので、平成28年度への予算への影響は

ないものかと考えております。

以上です。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 増田議員の再質疑、転出された場合の不納欠損の処分ということでございますが、転出されても不納欠損の処分は同様でございます。転出した場合は、住所等をきちっと調べまして、もしそれで職権消除されているとかというふうに、基本台帳により、それとか所在が不明な場合は不納欠損になります。もし所在がわかれば徹底的に、預金、給与、不動産、生命保険等財産調査を行いまして、その結果、換価してもなお滞納があつて、処分する財産がない場合などにつきましては、不納欠損処分になるということでございます。

○井神議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

住民票、戸籍等で転出先を把握し、滞納者の財産調査を行い、調査した上で滞納処分の対応をさせていただきます。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 給食費におきましても、同様に転出された方といひましても、同様の調査を行い、処分のほうを行ってございます。

○井神議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 5点目の再質疑にお答えします。

取り組みといたしましては、平成27年度においては、実地見学会を開催いたしました。開催いたしました排出ごみにつきまして、分別を行えば38.6%の減量化が図れるなどのことがありましたので、引き続き、これを強化し啓発に努めてまいります。今回は、自治会を単位とした開催を周知するなどの活動を行っていきたいと考えております。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ごみなんですけどね、今年度でいうと、大分取り組み自体そのもの自身、市としても強化されて、実際には、去年度では933グラムという実態なんですけど、今の時点で大体毎月1人当たりのごみの減量というんですか、実態というのほどのぐらいに推移してきているんでしょうか。

○井神議長 課長、平成28年度は答えられますか。ないですか。

資料がないらしいので、ちょっと。

○増田議員 わかりました。

○井神議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第44号から議案第50号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第50号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第50号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第44号から議案第50号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第50号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員

会条例第9条第1項の規定により、宮本要代議員、田中宏幸議員、西野 豊議員、松下 元議員、田畑昭二議員、吉本勸曜議員、福山晴美議員、市來利恵議員、以上8人を指名いたします。

この際、ただいま選任いたしました委員の皆様方に通知いたします。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について～

日程第36 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○井神議長 日程第8 議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定の件から日程第36 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案29件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 通告に基づきまして、52号から行きたいと思います。

この52号では、これまで要綱で運営してきたものを委員会の条例にするという、そういう形になっていますが、この必要性はどうしてなのかという点をまず1点お聞きしたいと思うんです。

2点目は、条例化せず、要綱で運営してきたというのはどうしてなのかと。この議案以外にも同様な形で、要領、要綱というんですが、そういうので運営しているような議案もあるんですが、この議案が一番最初に来てきたので、あわせて同じような考え方でいいのかという点も含めて聞かせたいというふうに思います。

○井神議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 これまでの要綱による運営について、不適切であるとは考えておりませんが、条例化によることがより適正と判断したことにより、条例化するものでございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の部分においては、地方自治法との関係という形で、曖昧な形で運営しているやつを改善しなさいというような形で、市として、これまで要綱でしていたものを条例化という形で、きちんとした対応をとっていくという形なのかなというふうに、今、私、判断したんですが、現実的には、国の地方自治法との関係でいうと、制度化というんですか、そういう形で対応するという、そういうことでのいかどうかというのだけ、再度確認だけしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 条例設置か要綱設置かということで問題になっておりますのは、これまでの判例見まして、報酬の部分であります。本市においては、岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中で、支払い根拠については位置づけておりますので、特に問題はないと考えております。

行政法学的に見ますと、市民参加会議、これ常設的なもの、あるいは臨時的なものか、そういう組織の性格によりまして意見が分かれているということでもあります。常設的な市民参加会議については、条例化されることが望ましいということになってございますが、個別的に見た場合、要綱による設置でも適法とされる場合もあると、こういうことでございます。

今回、本条例案以外に多くの条例議案を上程させていただいておりますが、基本的な考え方としましては、それぞれの会議が常設的なもの、あるいは臨時的なものにかかわらず、より望ましいということに、特にさからう必要もございませんので、条例化するということをご理解をいただきたいと思います。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第53号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 53号については、行政改革に関連する議案です。この中で、委員会についての構成メンバー、これについては10人とするというふうにされています。委嘱

する委員の方なんかは、どのような方なんかを構成メンバーとして考えておられるのか。また、岩出市以外の専門職というんですか、そういう方なんかも考えておられるのかという点。

それと、もう1点は、行政改革そのもの自身を進めていくという形です。にしても、現時点で、岩出市においてはどのようなところで行政改革をしていかなければいけないのかということ視点を、今の現時点でどのような点で行政改革を進めていくという考え、項目というんですか、そういうのはどのようなものがあるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

委員会の構成は10人とするとしているが、委嘱する委員はどのような構成を考えているのか、また、岩出市外の方も構成メンバーに考えているのかにつきまして、構成メンバーにつきましては、自治会代表1名、女性団体代表1名、福祉団体代表1名、商工関係代表1名、教育関係者代表1名、老人団体代表1名、住民公募による方が4名の合計10名を考えてございます。

なお、今のところ、市外の方は想定してございません。

2点目、現時点で行政改革が必要な事項はどのようなものがあると捉えているのかにつきまして、行政改革については、第3次行政改革大綱を平成28年3月に策定しており、行政運営の効率化による住民サービスの質の向上及び健全な財政運営の堅持を基本目標とし、自主性・自立性の高い財政運営の確保、行政の担うべき役割の重点化、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織、定員管理及び給与の適正化、人材育成の推進、公正の確保と透明性の向上、電子自治体の7項目に重点を置き、改革に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第55号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 55号については、指定管理者の選定に関する条例です。この点では、この条例そのものができるまでの、これまで市として公の施設、これについても、これまで指定管理者という部分についても行われてきています。この点では、これま

での指定管理者の選定という部分については、どのように行われてきたのか。そしてまた、市としての考え方として、これまでどのような形でされてきたのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、第3条において、総務部長または総務課長というふうに記載されているんですが、この部分でいうと、総務部長という1人に限定しないで、総務課長も含めるといふ、この理由というのはどういうところから出てきているのかという点、それと、新たに条例をつくられて、実際には指定管理者を選定する場合の選定委員会の議事ですね、この議事の公開というこの部分については、市としてはどう考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

これまで公の施設に係る指定管理者の選定はどのように行われてきたかに対しまして、指定管理者の選定については、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に列記された基準により、総合的に審査するため、同条例施行規則第3条に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、総合的に審査し、選定を行ってございます。

2点目、第3条で総務部長または総務課長とあるが、総務部長に限定せず、総務課長も含める理由はに対しまして、現在、指定管理者制度を活用している施設は4カ所あり、今後さらに増加することが予想されることから、総務課長においても対応できるようにするものでございます。

3点目、指定管理者を選定する場合、選定委員会の議事録の公開はどう考えているのかに対しまして、選定委員会での会議の中で、応募者からの提案には、著作権、特許権、その他団体が保有する特別なノウハウ等、公開できない内容も含まれてございます。岩出市情報公開条例に基づき行ってまいります。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 委員会そのもの自身は、5人以内で組織をするという規定が第3条にありますよね。その点で、第3条の2の外部の識見を有する者、副市長、総務部長または総務課長と、公の施設を所管する等の長または課等の長と、こういう記載になっているんですが、こういう点では5人という部分の中で、外部の総務部長または

総務課長なんかも入れたりとか、部等の長または課等の長という方なんかも入れていくとすると、この5人という部分の点で、外部の識見を有する者と、こういう方は基本的には何名を想定されているのかという点、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

第3条の第2項におきまして、ただし、第1号に掲げる委員の数は、2名以内とするとさせていただいておりますので、外部の識見を有する方につきましては、2名以内となります。具体的に、以前、根来の里の指定管理者の選定委員会を開催いたしましたメンバーを参考に申し上げますと、副市長、総務部長、事業部長、岩出市生活改善グループ会長、岩出市商工会副会長、この5名で選定団体を策定してございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第58号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 58号について質疑をしたいと思います。

この議案については、スポーツ推進計画の策定委員会というものをつくっていったという、そういう条例です。このスポーツ推進計画、これは市としては、いつをめどに計画を策定するつもりなのか、予定しているのかという点をお聞きします。

それと、委員会の構成については7名という形なんですけど、これは市として7名にされた理由という点、これをお聞きしたいと思うんです。

また、スポーツに関する学識経験を有する者というふうにあるんですけど、学識経験という形で委嘱、任命される方というのは、市としてはどのような方を想定されているのかという点をお聞きしたいと思います。

そしてまた、今、関係団体の代表については、今、スポーツといってもいろんな種目なんかもたくさんあると思うんですね。そういう部分の中で、市として委嘱、任命される方というのをどのような形で、いろんなスポーツがある中で、どのような形の方を代表を考えているのかという点をお聞きしたいと思うんです。

そして、この委員会そのもの自身については、計画をつくれれば解散するような委

員会なのか、それとも毎年ずっと引き継いでいくというような永続性のある、そういうような委員会なのかという点、この点だけお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

スポーツ推進計画は、いつをめどに計画を策定するのかについては、現在の推進計画は平成26年度に制定しています。

委員会構成は7人とされているが、その理由については、第3条で、組織対象となる者を定めており、7名以内が適当と考えてございます。

スポーツに関する学識経験を有する者とあるが、学識経験者に委嘱、任命する方はどのような方を市として認識しているのかについては、大学教授やスポーツに関し専門的知識を有する方と考えてございます。

市内関係団体の代表については、スポーツ競技の種目も数ある中で、どのような競技の代表を委嘱、任命される考えなのかについては、スポーツ競技の種目ではなく、スポーツ関係団体の代表者等と考えてございます。この委員会は、計画を策定すれば解散する委員会なのか、永続性のある委員会なのかについては、条例化することにより永続性を持たせています。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 済みません。ちょっと最後の部分で、永続性との関係、ちょっと早口だったんで、ちょっと私聞き逃してしまったんですが、最後の今後も続いていく委員会なのかという点だけ、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 済みません。早口で聞き取れなかったということで、申しわけございませんでした。

永続性のある委員会なのかについては、条例化することにより永続性を持たせてございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第73号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度の一般会計の補正予算、この点については3点だけお聞きし

たいと思うんです。

6 ページのところで、歳出の 6 ページ、8,080 万円、これは公有財産の購入費という形で、用地の購入費という形で計上されてきています。これは市として用地購入される、そういう場所についてはどこなのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、今年度、平成 28 年度の予算で、当初の予算で教育委員会棟を建設するんだということも言われてきています。こういう点では、計画面、当初の設置場所、教育棟の広さ、こういう部分なんかにおいては、当初の部分から変化という点ですか、状況なんかが変わるといふふうにならないのかどうか、その点についてどうなのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、6 ページの一番下のところに、国民健康保険特別会計繰出金という、この部分が出ているんですが、これについては繰り出さなければならない理由、これについてはどういう理由なのかという点、それと、いつも国保なんかにおいては繰り出しと、一般会計からお金を借りているんだという認識を市は持っているんですが、この繰り出さなければならない理由との関係でいうと、そういう認識なのかどうかという点、この点だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

まず、用地の購入場所でございますが、市役所庁舎の南側の土地で、地番でいきますと、西野 215 番 10、216 番 1、216 番 7、217 番 1 の 4 筆でございます。

次に、当初予算での教育委員会棟建設との関係では、計画面でどのような変化が生じるのかに対しまして、建物の建築予定面積は、当初予算に計画しました鉄骨造 2 階建て、延べ床面積 500 平方メートルを基本としておりますが、建築位置及び課の配置等については、現在検討しているところでございます。

以上です。

○井神議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の 2 つ目の項目にお答えいたします。

899 万円を国民健康保険特別会計に繰り出さなければならない理由についてでございますが、過年度交付金等の精算に伴う返還金分の 899 万 4,000 円については、概算で交付を受けていた過年度交付金が、今年度、精算されることから、当初予算に見込むことができないため、補正予算を計上するものであります。返還に充てる歳入財源がないため、緊急避難的に一般会計から、ルール分以外の繰入金として、

国保財政運営の安定化を図るため繰り出すものでございます。

次に、この繰り入れ対応も国保会計における一般会計から借りているという認識のものなのかについてでございますが、特別会計は当該会計で運営するのが原則であります。一般会計からルール分以外として繰り入れているため、一般会計へ返還しなければならないと考えております。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 用地の購入の関係なんですが、これを新たに買われる用地、それについてはどのぐらいの広さで、大体駐車場として、もし仮に活用されるのであれば、何台分ぐらいが、この用地購入によって確保されるのかという点、広さとの関係でちょっと再度お聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回予定の土地は、合計で2,430平方メートルでございます。土地利用につきまして、現在検討を進めているところでございますので、まだ駐車場としての台数については、具体的な数値はまだ出てございません。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第51号から議案第79号までの議案29件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第79号までの議案29件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月6日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月6日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。  
本日は、これにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時25分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 9 月 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成28年9月6日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定  
について
- 日程第3 議案第52号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 日程第4 議案第53号 岩出市行政改革推進委員会条例の制定について
- 日程第5 議案第54号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第55号 岩出市公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の制定に  
ついて
- 日程第7 議案第56号 岩出市教育委員会委員定数条例の廃止について
- 日程第8 議案第57号 岩出市教育支援委員会条例の制定について
- 日程第9 議案第58号 岩出市スポーツ推進計画策定委員会条例の制定について
- 日程第10 議案第59号 岩出市社会福祉法人設立認可等審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第60号 岩出市地域福祉計画策定委員会条例の制定について
- 日程第12 議案第61号 岩出市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
- 日程第13 議案第62号 岩出市障害者計画等策定委員会条例の制定について
- 日程第14 議案第63号 岩出市差別事件処理委員会条例の制定について
- 日程第15 議案第64号 岩出市人権推進懇話会条例の制定について
- 日程第16 議案第65号 岩出市介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について
- 日程第17 議案第66号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運  
営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第67号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第68号 岩出市保健衛生事故調査会条例の制定について
- 日程第20 議案第69号 岩出市健康づくり計画策定委員会条例の制定について
- 日程第21 議案第70号 岩出市農業振興地域整備促進協議会条例の制定について
- 日程第22 議案第71号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の制定について
- 日程第23 議案第72号 岩出市空家等対策協議会条例の制定について
- 日程第24 議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）

- 日程第25 議案第74号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第75号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第76号 市道路線の認定について
- 日程第28 議案第77号 市有財産の処分について
- 日程第29 議案第78号 動産の取得について
- 日程第30 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第31 平成25年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第32 平成25年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第33 平成25年請願第6号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第34 平成25年請願第9号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第35 平成26年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第36 平成26年請願第2号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第37 平成26年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第38 議員派遣について
- 日程第39 委員会の閉会中の継続調査申出について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

尾和弘一議員から欠席の届け出がありますので、ご報告いたします。

本日の会議は、諸般の報告、議案第51号から議案第79号までの議案29件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願7件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと、議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

8月29日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に福山晴美委員、副委員長に市來利恵委員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について～

#### 日程第30 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○井神議長 日程第2 議案51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定の件から日程第30 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案29件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案29件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でお願いします。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

8月29日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定についてのほか議案10件です。

当委員会は、8月30日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について、議案第52号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について、議案第53号 岩出市行政改革推進委員会条例の制定について、議案第55号 岩出市公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の制定について、議案第56号 岩出市教育委員会委員定数条例の廃止について、議案第57号 岩出市教育支援委員会条例の制定について、議案第58号 岩出市スポーツ推進計画策定委員会条例の制定について、議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）「所管部分」について、議案第77号 市有財産の処分について、議案第78号 動産の取得について、議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上11議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定については、この審議会は、総合戦略の効果検証及び推進に関することになっているが、審議会のメンバーについて、前回の策定委員会から引き継がれるのか。審議会には、今後新たなメンバーを加えるのか。また、若い方等どのような形で募っていくのか。について。

議案第52号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の制定については、ハーモニープランの進捗状況は。また、策定の完成はいつか。男女共同参画について、市民の意識向上に向けどのようにしているのか。について。

議案第53号 岩出市行政改革推進委員会条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第55号 岩出市公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の制定については、現時点でどのようなところを想定しているのか。について。

議案第56号 岩出市教育委員会委員定数条例の廃止については、教育委員1名減の理由について。また、減となって支障はないのか。について。

議案第57号 岩出市教育支援委員会条例の制定については、学識経験者はどのような人を考えているのか。また、児童福祉機関の職員と重複はないのか。について。

議案第58号、岩出市スポーツ推進計画策定委員会条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）「所管部分」につい

てでは、財産管理費の用地購入費について、場所及び購入の目的は。また、土地調査業務委託の内容は。について。

議案第77号 市有財産の処分については、今回の議案と大門池との違いは。また、今回の名義で譲渡ができるのか。代表者は変わることがないのか。また、変更があった場合はどうなるのか。について。

議案第78号 動産の取得については、ウイルス対策ソフトについて、どのようなソフトを考えているのか。また、この一式で生徒全員のパソコンに対応することができるのか。パソコンの入れかえについて、通常は夏休み期間中に行うが、この工期はどのようになっているのか。また、入札は5月に行っているが、6月議会上程できなかつた理由は。について。

議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、質疑はありませんでした。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、報告をお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

8月29日の会議において、当委員会に付託されました議案は、第59号 岩出市社会福祉法人設立認可等審査会条例の制定についての外議案13件です。

当委員会は、8月31日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第59号 岩出市社会福祉法人設立認可等審査会条例の制定について、議案第60号 岩出市地域福祉計画策定委員会条例の制定について、議案第61号 岩出市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について、議案第62号 岩出市障害者計画等策定委員会条例の制定について、議案第63号 岩出市差別事件処理委員会条例の制定について、議案第64号 岩出市人権推進懇話会条例の制定について、議案第65号 岩出市介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について、議案第66号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第67号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第68号 岩出市保健衛生事故調査会条例の制定について、議案第69号 岩出市健康づくり計画策定委員会条例の制定について、議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）「所管部

分」、議案第74号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第75号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上14議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第59号 岩出市社会福祉法人設立認可等審査会条例の制定については、第2条第4号、法人の一般的監督とあるがその内容は。岩出市で対象法人数は幾つあるのか。また、それはどこか。について。

議案第60号 岩出市地域福祉計画策定委員会条例の制定については、市民公募では、どのぐらいの方が公募されているのか。について。

議案第61号 岩出市老人ホーム入所判定委員会条例の制定については、入所措置について、即時対応しなければいけない場合、委員会の開催はどのようにするのかについて。

議案第62号 岩出市障害者計画等策定委員会条例の制定については、委員の公募を行っていない理由は。について。

議案第63号 岩出市差別事件処理委員会条例の制定については、過去の委員会の開催回数は。について。

議案第64号 岩出市人権推進懇話会条例の制定については、名称に「懇話会」となっている理由は。また、人権啓発推進委員会との違いは。について。

議案第65号 岩出市介護保険事業計画等策定委員会条例の制定については、委員の公募状況は。について。

議案第66号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、第3条の改正により、市民にとって何か利便性等が図られるのか。について。

議案第67号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第68号 岩出市保健衛生事故調査会条例の制定については、保健衛生事故調査会は、過去から開かれたことがあるのか。について。

議案第69号 岩出市健康づくり計画策定委員会条例の制定については、委員の公募を行っていない理由は。について。

議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）「所管部分」について、質疑はありませんでした。

議案第74号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、歳入、財政調整交付金300万円の減額と国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の300万円の増額は、財源振替となっているのか。また、この補助金はどのような用途で使用するのか。現時点で、広域化についての情報は入っているのか。について。

議案第75号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、歳出、地域介護・福祉空間整備推進交付金の詳細は。また、交付金の対象法人はどこか。について。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、玉田隆紀議員、報告をお願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

8月29日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第54号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について外議案5件でありました。

当委員会は、9月1日木曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対し委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第54号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第70号 岩出市農業振興地域整備促進協議会条例の制定について、議案第71号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の制定について、議案第72号 岩出市空家等対策協議会条例の制定について、議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）「所管部分」、議案第76号 市道路線の認定について、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第54号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、この条例の一部改正についての詳細は。今まではどのようにしていたのか。について。

議案第70号 岩出市農業振興地域整備促進協議会条例の制定については、岩出

市農業振興地域整備促進協議会での協議内容は。また、構成及び年間の開催回数について。

議案第71号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の制定については、委員会委員の構成は。緑あふれるまちづくり表彰とは、どのような基準で審議するのか。また、対象者はどのような方が対象となるのか。について。

議案第72号 岩出市空家等対策協議会条例の制定については、空家等対策計画の詳細は。について。

第2条第2号の特定空家等とはどのようなものか。また、特定空家に決定してからの流れは。第3条第2項、地域団体を代表する者とはどのような方か。

議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）「所管部分」及び議案第76号 市道路線の認定について、質疑はありませんでした。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされました主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第51号 岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定の件、議案第52号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の制定の件、議案第53号 岩出市行政改革推進委員会条例の制定の件、議案第54号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第55号 岩出市公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の制定の件、議案第56号 岩出市教育委員会委員定数条例の廃止の件、議案第57号 岩出市教育支援委員会条例の制定の件、議案第58号 岩出市スポーツ推進計画策定委員会条例の制定の件、議案第59号 岩出市社会福祉法人設立認可等審査会条例の制定の件、議案第60号 岩出市地域福祉計画策定委員会条例の制定の件、議案第61号 岩出市老人ホーム入所判定委員会条例の制定の件、議案第62号 岩出市障害者計画等策定委員会条例の制定の件、議案第63号 岩出市差別事件処理委員会条例の制定の件、議案第64号 岩出市人権推進懇話会条例の制定の件、議案第65号 岩出市介護保険事業計画等策定委員会条例の制定の件、議案第66号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に関する基準等を定める条例の一部改正の件、議案第67号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第68号 岩出市保健衛生事故調査会条例の制定の件、議案第69号 岩出市健康づくり計画策定委員会条例の制定の件、議案第70号 岩出市農業振興地域整備促進協議会条例の制定の件、議案第71号 緑あふれるまちづくり表彰選考委員会条例の制定の件、議案第72号 岩出市空家等対策協議会条例の制定の件、議案第73号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の件、議案第74号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第75号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第76号 市道路線の認定の件、議案第77号 市有財産の処分の件、議案第78号 動産の取得の件、議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件、以上、議案29件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案29件に対する討論を終結いたします。

議案第51号から議案第79号までの議案29件を一括して採決いたします。

この議案29件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第75及び号及び議案第77号から議案第79号までの議案28件は、原案のとおり可決、議案第76号は、原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 平成25年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
～

日程第37 平成26年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書

○井神議長 日程第31 平成25年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件から日程第37 平成26年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件までの請願7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

平成25年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書、平成25年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書、平成25年請願第6号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書、平成25年請願第9号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書、平成26年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書、平成26年請願第2号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願

書、平成26年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書、この請願7件は、請願者が同一で、請願理由が同趣旨でありますので、一括審議とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、この請願7件は、一括審議とすることに決しました。

ただいま議題となっておりました請願7件に関し、厚生常任委員会委員長から請願審査報告を求めます。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、報告をお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会において付託され、継続審査となっていた請願書は、平成25年請願第1号、平成25年請願第3号、平成25年請願第6号、平成25年請願第9号、平成26年請願第1号、平成26年請願第2号及び平成26年請願第3号、子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書でありました。

当委員会は、8月31日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

請願7件については、同趣旨であったため、一括して審査を行いました。

反対討論、賛成討論を行った後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により、平成25年請願第1号、平成25年請願第3号、平成25年請願第6号、平成25年請願第9号、平成26年請願第1号、平成26年請願第2号及び平成26年請願第3号は、不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

平成25年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件から平成26年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件までの請願7件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

まず、本市の子どもの医療費の支給制度は、昭和48年4月、1歳未満児を対象に実施され、平成7年4月からは3歳未満児までに拡大、平成14年8月からは就学前までの入院費を助成、平成17年10月からは4歳未満児の通院費を拡大、さらに平成18年10月から就学前までの通院費を拡大してきました。

以後、平成22年4月から入院費の対象を小学生までに拡大、そして、平成27年8月から小学生の通院費と中学生の入院・通院費に対する助成拡大が図られるとともに、所得制限が撤廃されました。また、現在、医療機関の窓口で現物給付による助成が受けられるよう関係機関と協議を行うなどの取り組みを行い、保護者の負担軽減と子供の健康の保持・増進に努められてきました。

本来、子どもの医療費助成制度は、全国どこの自治体でも同様に受けられるよう、国が実施するべきものであり、国の責任のもと、制度化することが一番望ましいと考えるため、本市議会におきましても、平成25年12月、平成27年6月に、子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書を国へ提出してまいりました。

また、平成28年度には、全国市議会議長会から、国の制度として子ども医療費の無料化等を実施するよう要望してまいりました。

さて、本市では、第2次岩出市長期総合計画により市の将来像を「活力あふれるまち ふれあいのまち」と定め、さまざまな施策を展開している中、子育て支援の推進の一環として、先ほども述べましたように、子どもの医療費助成制度を順次拡充して、経済的な支援を行っています。

しかし、市といたしましては、総合的な子育て支援事業の展開も最重要であることから、他の事業においても積極的に取り組まれるなど、限られた財源の中で各種事業が進められてきております。

しかし、子どもの医療費は、本来、保護者が負担すべきものであり、また、子ども医療費助成制度を将来にわたって持続可能な事業として適正に推進していくためにも応分の負担をしていただくことも必要であるかと考えます。

また、末端の行政を預かる市として、福祉とは、高齢者にもひとり親家庭にも、また、障がいのある家庭にもと、あらゆる人たちに対し、視野を広げて、バランスのとれた施策の取り組みが必要であると考えます。

以上のことから、私は、現時点において、この請願書を採択すべきではないと申

し上げまして、反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 子ども医療費助成制度を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

近年、我が国では、出生率の低下が社会問題となっております。この背景には、働きながら安心して子供を産み育てる環境が不十分なことにあります。今、若い夫婦の所得は低く、不安定で厳しい社会状況で、子供の医療費負担は家計を圧迫しているのも実情です。現に給料は一向にふえることもなく、生活を支えるため共働きで何とか毎日を送っている、生活するのがやっと、何とか医療費だけでも無料にならないかという意見が数々出されております。また、医療費の無料化は少子化対策にもなると考える、こうしたご意見も数々上がっています。

子どもの医療費無料制度は、全都道府県内の市町村で広がってきています。和歌山県下においても、平成28年8月現在で、無料制度は中学校卒業まで、19もの自治体にまで広がりを見せ、岩出市のように、中学校卒業まで助成制度を拡充したものの、自己負担を課している自治体は1つもありません。岩出市が一步前進しても、他の市町村の拡充の現状を知れば、当然、岩出市でも子どもの医療費無料化拡充、無料化、実施してほしいという声、願いは大きくなります。

反対者の討論の中でも挙げられましたが、去年8月から制度が前進し、1年が経過したところや国に意見を挙げてきたことなどを理由とされておりますが、国が今も制度化せず起こってきている問題、地域間格差、この国の制度化を持つ間にも、和歌山県内でもこの地域間格差が生まれています。このことに目を向けない対応は、地域間格差を容認しているも同じだと言えます。

また、制度拡充のための財源は、国に借金をすることでもなく、岩出市独自の施策として、岩出市の財源で行うこととなります。

岩出市では、平成27年度の一般会計決算で、基金関係、財政調整基金15億3,000万円、減債基金16億9,000万円を初め基金関係で56億8,000万円もあります。しかも、このような基金への積み立ては、単年度だけではありません。毎年のように積み上げてきております。これだけのお金が生まれてきた状況、要因はどこにあるのかは別として、岩出市においては、財政的にも十分実施できる財源の裏づけもあります。

子どもの医療費を無料化すれば、病院にかからなくてもいいような状態でさえ医療機関に走るのではといったような心配も、各自治体が拡充をしてきた状況を考え

ると、こうしたことも考えられません。

実際に医療費機関でも、そのようなことはありません、そういうことは起こっていないときっぱりと返事が返ってきます。医師からもこれからの時代を背負っていく子供たちに、命、健康を守っていく立場から、制度の拡充を実現をしてほしいという意見や、子供は国の宝、健やかに育てられるように、安心して医療機関にかかれるように負担軽減をしてほしいという温かい意見なども寄せられています。

岩出市の今の制度は、お金がなければ医療機関にかかれないということです。窓口で3割払うことが必要となり、私は、親の経済事情によって必要な医療が受けられないことがあってはならないと考えます。

請願が提出され、議会は、この厚生常任委員会において継続審査という態度をとり続けました。請願者も市民も議会に期待をし、請願を酌み取ってくれることを願っていました。市民要求に応えようとしない態度に、非常に残念でなりません。病気のときぐらいお金の心配をせず、安心して医療が受けられるようにしてほしいという願いが込められたこの請願について、私は採択すべきものだと考え、賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、平成25年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件から平成26年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件までの請願7件に対する討論を終結いたします。

平成25年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件から平成26年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件までの請願7件を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、平成25年請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件から平成26年請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件までの請願7件は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議員派遣について

○井神議長 日程第38 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第39 委員会の閉会中の継続調査申出について

○井神議長 日程第39 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月8日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月8日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時5分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 9 月 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成28年9月8日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○井神議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、2番、宮本要代議員、3番、玉田隆紀議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、10番、田畑昭二議員、9番、松下 元議員、11番、吉本勸曜議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、2番、宮本要代議員、発言席から総括方式で質問願います。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、総括方式で一般質問をします。

ことしの夏も暑さが厳しく、誰と合っても「暑いな」が挨拶がわりでした。最近朝夕少し涼しくなりましたが、まだまだ残暑厳しいものがあります。ことしから小学校の運動会が残暑厳しい2学期から春に変更され、よかったのかなと思えました。保育所や学校においては、水分補給や教室の通風など、先生方から細心の注意を払っていただいていると思いますが、岩出市の保育所、学校への熱中症対策はどのように取り組まれているのか、お聞きをします。

この暑さで熱中症で救急搬送される報道や体育館で熱中症になったニュースを聞きます。熱中症は激しい運動によって、体内に著しい熱が生じたり、暑い環境に体が十分に対応できない結果、引き起こす可能性があると考えられます。

その熱中症対策に効果があるとして、ミストシャワーを採用しているところがふえてきています。ミストシャワーとは、水を微細なミストの状態にして噴霧し、水が蒸発する際に気化熱を吸収する効果を利用して、その空間の気温を下げて冷却する仕組みです。太陽光線が強い時間帯に散布をすることで、湿度を上げることなく冷却を行うことができるミストは、暑い時間に使ってこそ効果的と言われています。気化熱によるエコ生活の提案として、ミストシャワーを導入している和光市は、電気を使わず最大3度C温度が下がり、1時間の水量は13.8リットル、約3.5円と報

告しています。ちなみに、水洗トイレは1回当たり15リットルの水の使用量です。

昨年から有田市がミストシャワーが熱中症対策に効果があるとして、市内中学校で採用され、生徒から喜ばれているようです。ほかにもテレビなどで、催し物にミストシャワーが使用されているのも見かけることもあります。

熱中症対策の1つとして効果があると思われるミストシャワーを導入するお考えがありませんか、市のお考えをお聞きします。

2点目は、大宮緑地総合運動公園に植樹をしてはどうか、お尋ねします。

大宮緑地総合運動公園は、テニスやサッカー、陸上の練習や大会などに活用されていますし、夏まつりや市民運動会に大勢の方々が集われ、にぎわいを見せています。大宮緑地総合運動公園に植樹をしたらどうかとのお話を市民の方からお聞きします。1つは、日影が欲しい。もう1つは、美観の点などから、桜などの木を植えてはどうかということです。

9月4日、岩出市の防災訓練の日でした。職員の皆様、訓練に係る皆様、大変ご苦労さまでした。天気予報が外れ、晴天になって暑さが厳しかったです。運動場の大きな木の陰に入ると、汗がすうっと引き涼しかったです。改めて木陰のありがたさを感じました。木の葉っぱは日射を遮ってくれるだけでなく、葉っぱが蒸散作用などにより、暑くならず、路面の高温下も防ぐため、ひんやりとした空間を形成します。大宮緑地総合運動公園は日影になる木はありません。大きな木が1本あるだけで憩いの場ができます。植樹を考えてはどうかですか。

また、紀の川堤防はサイクリング道路になっていますし、また、自分の運動のためのウォーキングを堤防でする方も見かけます。そういった方々に満開の桜は大変赴きがありますし、ツツジやアジサイといった花も赴きがあります。日影となる点と美観の点から植樹することについてどうか、お考えをお聞きします。

3点目は、第11回岩出マラソンにトップアスリートを招待してはどうかについてお尋ねします。

孫たちは、他の自治体が主催するマラソン大会にも参加する機会がありますが、招待選手があると楽しみが倍増するようです。前もってわかっていると、さらにテンションが高くなるように思います。健康に対する意識や関心も高まり、マラソン大会参加者も他府県からも増加傾向にあるのではないのでしょうか。市制施行10周年の記念として、トップアスリートを招待しての開催を願うものですが、市のお考えをお聞きします。

4点目は、乳がんグローブについてです。

10月はピンクリボン月間であり、乳がんの正しい知識を広め、乳がん検診の早期発見を推進することなどを目的として、世界規模で啓発キャンペーンが行われます。乳がんは、現在、日本人女性12人に1人が発症しますが、早期発見により90%の治癒率だと言われていています。市では、検診の受診勧奨を行うなど検診率向上に向け努力をされていますが、がん対策推進基本計画において、がん検診の受診率の目標が50%以上と掲げられていると記憶していますが、岩出市は乳がん検診の受診率の目標をどのように置かれているのでしょうか。

乳がんは、自分で発見できる唯一のがんであるため、市役所やあいあいセンターを初め、さまざまな場所で自己触診のチラシを張って啓発に努めておられます。1カ月に一度の自己触診と1年に一度の定期検診が早期発見につながります。自己触診は素手で行うのですが、今、素手でさわるより感度が高く、異常が発見しやすいと期待されているのが乳がんグローブです。

埼玉県朝霞市では、がん検診や市が開催する健康まつりなどのイベントでこの乳がんグローブを配布し、自己触診の啓発に努めています。朝霞市の健康づくり課の課長さんは、月1回のチェックが理想であり、このグローブをきっかけに乳がんの早期発見のチャンスをつくってほしいと呼びかけています。

岩出市では、この乳がんグローブの活用について、どのように考えられているか、お聞きをします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 おはようございます。

宮本議員ご質問のまず1番目、熱中症対策についての保育所の熱中症対策とミストシャワーの設置について、一括してお答えいたします。

保育所における熱中症対策といたしましては、水分を小まめにとらせることや戸外遊びにおいては気温の低い午前中に実施し、プールやシャワー遊びも取り入れております。また、運動会の練習につきましても同様に、小まめな水分補給の実施や遊戯室の利用、戸外の練習は午前中に実施し、園庭への放水も行っております。ほかにも、午後の暑い時間帯は、保育所の全室に整備している空調設備のもとで保育を行うなど、熱中症対策に万全を期しております。

さらに、子供一人一人の状態を細かく観察するとともに、年児に合わせた検温の実施や送迎の際に保護者から健康状態の聞き取りを行う等、健康管理の徹底に努めているほか、遊びや食事を通じて、暑さに負けない体力づくりにも努めております。

したがいまして、現時点ではミストシャワー設置の考えはございません。

続きまして、ご質問の4番目、乳がん早期発見についての1点目、がん検診受診率の目標についてと、2点目、乳がんグローブについてを一括してお答えいたします。

乳がん検診受診率の目標につきましては、平成26年度実績の29.3%を踏まえ、平成28年度の目標を30%としております。

乳がんグローブにつきましては、自己触診に際して、手・指の感度を高め、異常が感じやすくなることが期待できるものと聞いております。しかしながら、啓発物資としては、高価であり、市の取り組みとしては考えておりません。

以上です。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

宮本議員ご質問の1番目、熱中症対策について、小中学校に関連して、一括してお答えいたします。

小中学校における熱中症対策としましては、特に気温が上がる夏季には、教室へのよしずの設置や扇風機などの空調設備を活用し、熱中症対策に取り組んでいます。また、熱中症を予防するため、体育などの運動時の授業だけでなく、小まめな水分補給や適度の休息をとることなど、教職員が学校医等から予防対策などについての研修を受けてございます。そのほかにも、小中学校ともに、5月上旬から緊急時の経口保水液などを常備するとともに、日本体育協会による熱中症予防の運動指針を参考に、熱中症の危険度をわかりやすいマークで表示し、児童生徒に注意を呼びかけるなど、熱中症対策に万全を期しております。

したがいまして、現時点ではミストシャワーの設置の考えはございません。

次に、ご質問の2番目、大宮緑地総合運動公園に植樹をについて、一括してお答えいたします。

大宮緑地総合運動公園は河川敷に位置しているため、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から、スポーツ施設として占用許可を受け、多くの方にご利用いただくとともに、岩出の夏まつりや市民運動会などのイベント会場としても活用しています。

大宮緑地総合運動公園の緑化についてですが、これまでの市政懇談会でも同様のご要望をいただいております。国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所船戸出張所に確認し、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が定めている計画

降水流量よりも土地が低い位置にあり、緑化の申請を行っても厳しい制約があるとのことであったので、木を植えることができないとの説明を行っています。

ことしも東日本で、台風による大雨で多くの河川が決壊しているニュースが報道されており、和歌山県においても、平成23年の台風12号による紀伊半島大水害も記憶に新しいものとして残っています。

こうしたことから、水流を妨げるおそれのある当該施設の緑化の考えは、現時点ではございません。

続きまして、ご質問の3番目、市制施行10周年記念として、トップアスリートを招待してはについてお答えいたします。

岩出マラソン大会は、「早春の根来寺を快走」をキャッチフレーズに、毎年3月の第2日曜日に開催しています。参加申し込みは例年3,000名以上あり、県外からも多くの方に参加いただき、岩出市を広くPRする絶好の機会と捉え、参加してよかったと思っただけのような大会運営に努めているところであります。

また、以前より北京オリンピック陸上男子400メートルリレーのエースであり銅メダリストの朝原宣治氏が主宰するノビー・トラックアンドフィールド・クラブより、一般15キロ、一般5キロの参加者にTシャツとファミリーの部を除く18種目の1位から3位の方々にフェースタオル等の提供をいただき、好評を得てございます。

なお、このマラソン大会は、実行委員会形式で開催しており、全ての内容は、この委員会でご審議いただいております。今年度は、記念大会ですので、議員のご提案も参考にさせていただきながら、10周年大会にふさわしい内容になるよう、実行委員会で検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

宮本議員ご質問の2番目、大宮緑地総合運動公園に植樹をについて、一括してお答えします。

大宮緑地総合運動公園は、都市公園における都市緑地として位置づけ、開設以来、多くの方にご利用いただいております。

さて、当該公園の植樹についてでございますが、過去に市民からの要望があり、紀の川の管理者である国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所船戸出張所に確認したところ、同事務所が定めている計画洪水流量以下の場所には、桜等の高木の植樹はできないとの回答を得ております。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 では、1点だけ再質問を行います。

乳がんグローブの件なんですけど、乳がんにならないようにするにはという問いに対する答えはないそうです。だから、乳がんの早期発見に努めることが重要になってきます。月1回の自己触診と1年に1回のマンモグラフィー等の検査をすることが有効であるということをおっしゃっています。

私も先日行ってきたんですが、50歳、60歳、70歳のご高齢の方に乳がんが発症することが、最近では多くなっているようです。乳がんグローブは、肌に密着性のよい素材を使用して、触診感度を上げる構造になっています。私もインターネットで買ったんですけども。

自己触診に適している乳がんグローブについて、市として推奨することはできないか、再度お尋ねをします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

議員のご説明のとおり、乳がん、女性の12人に1人がかかるという大変患者数の多いがんとなっております。特に、40代から発症するというところで、比較的若い方が発症されるという問題もあります。早期発見、やはりマンモグラフィーの検診を受けていただく、あるいは自己触診を常にやっていただくということで、早期発見をすると、ほかのがんに比べると予後もいいということで、やはり早期発見が大事であると考えております。

この乳がんグローブが市で推奨することができないのかというところでもありますけども、市といたしましては、1つの企業の製品を推奨するというところはできませんが、がん対策推進企業等連携協定を結んでいる企業に対して発信している情報の1つとして、情報提供することは可能と考えております。

また、今、この乳がんグローブを啓発で使われている埼玉県の朝霞市の健康づくり協議会においても、製品が高価であるというところから、ターゲットを絞っていかないとなかなか難しいというような議論をされていると聞いております。このあたり、導入されている朝霞市の状況もまた注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告２番目、３番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 ３番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

まず初めに、このたびの台風10号により甚大な被害や犠牲に遭われました皆様に、慎んで追悼の意をあらわし、また、お見舞いを申し上げたいと思います。

今回は、市民の安心・安全を見守る那賀消防の取り組みについて２点、被災者支援システムについて２点、質問をいたします。

１番目の市民の安心・安全を見守る那賀消防の取り組みについてですが、日ごろより訓練を重ねながら、市民の安心・安全を見守り、さまざまな仕事を兼務しながらの消防活動、また、救急活動を行っておりますが、最近では不適切な救急車の利用が問題視されています。さらには、救急の需要が増加する一方、救急隊の増強が追いつかない状況があるそうです。

救急車を呼んだ理由として、自分で歩ける状態ではなかった、生命の危険を感じたが上位を占めているようですが、その一方、救急車で病院に行ったほうが優先に見てくれると思ったや、交通手段がなかったからなどがあるそうです。

そこで、１点目、緊急出動の現状と今後の課題は、２点目に、職員体制についてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員ご質問の市民の安心・安全を見守る那賀消防本部の取り組みについての１点目、緊急出動の現状と今後の課題はについてお答えします。

平成27年の岩出市、紀の川市合わせての火災出動は24件、救急出動は5,032件、救助出動は102件となっております。

今後の課題としましては、組織内における知識・技術の伝承を推進し、活動能力の維持向上を図り、現場活動体制の充実と消防事務を円滑に、かつ確実に行っていくことが課題であると聞いております。

次に、２点目、職員体制についてでございますが、現在、消防長１名、次長１名、総務課７名、予防課６名、警防課５名、防災センター２名、通信指令課４名、中消防署38名、東消防署26名、南消防署26名のほか、和歌山広域消防指令センターに6

名、和歌山県防災航空隊に1名を派遣し、県消防学校初任教育に6名入校しており、計129名体制となっております。

なお、那賀消防組合は一部事務組合であり、管理者、副管理者等の執行部と組合議会において、市民の安心・安全を見守る消防組合の運営がなされています。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今答弁いただきました。職員数が129名ということで、那賀消防の職員定数条例の中で130名という枠組みがあると思うんですが、まず1点、この定数条例を策定した日、いつごろできたのか、お聞きしたいと思います。

そして、また消防学校に派遣されている人は、定数条例には含まないという規定もあると思うんですが、となれば、当然、130名という定数は至ってないという現状があります。その点どういう考えを持たれているのか、お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

那賀消防組合職員定数条例は、昭和50年に制定をされてございます。それから、先ほど、消防学校のほうに6名入校しておる分についての定数条例との関係ですけれども、この分については那賀消防組合のほうに確認をしましたところ、現在の職員体制で問題はないと、那賀消防組合のほうで聞いておりますので、よろしく願いします。

なお、今回、玉田議員からご質問のあったことにつきましては、那賀消防組合のほうにお伝えをちゃんとさせていただきます。

○井神議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今、定数条例が昭和50年にできたということをお聞きしました。岩出市が町から市に移行されて、人口がどんどん増加をしている中、当然、紀の川市も人口も若干減っておりますが、ただ、高齢化が進んでいる以上、救急隊の出動件数はかなり、昭和50年よりもはるかに出動件数がふえている現状で、また、それだけ急な病気になられる方が多いという、そういう今現在の状況になっていると思うんですが、そういった状況の中で、昭和50年に制定された定数が、果たして今のニーズに合うかどうかという、そこら辺、私は、条例改正をして、今の人口に合った定

数に変える必要性があるんじゃないかなと思うんですが、その点の考え方はどうですかね。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再々質問にお答えをいたします。

定数条例は昭和50年に制定というふうに、私申しましたけれども、その後、何回か改正を重ねております。その中で、当初が130名だったのかどうかというのは、ちょっと私、これ那賀消防組合の条例ですので確認しておりませんが、今は130名ですので、130人で足りておるといふことだと思います。

なお、採用に際しては、救急救命士のほうも採用しておりますので、玉田議員はいろいろご心配をいただいておりますけれども、この点につきましても那賀消防組合のほうにちゃんとお伝えをさせていただきます。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

○玉田議員 次に、2番目の被災者支援システムについてですが、平成23年第2回定例会にて一般質問をしておりますが、改めて質問いたします。

災害発生時には、我々議員も同じであります。自身も家族を失った被災者であっても、通常の行政事務以外に、救助活動や罹災証明書の発行、避難所の運営など自治体職員には24時間の過酷な勤務が求められております。身体的・精神的負担は相当なものであり、情報システムの導入で少しでも事務に係る職員の負担を軽減できれば、職員の過労死などの二次災害を防ぐとともに、人間にしかできない被災者のサポートにより、より多くの職員を割り当てられることと考えられます。

いつ起きるかわからない大災害に備えるために、一刻も早くシステムの導入が必要だと考えますが、平成23年に行った一般質問から5年が経過しております。そのときの再質問の答弁では、前向きに研究していくとありました。

そこで、1点目に、被災者支援システムの現状と研究結果について、2点目に、被災者支援システムの導入の考えについて、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員ご質問の2番目、被災者支援システムの現状と研究結果についてと、被災者支援システムの導入の考えはについて、一括してお答えいたします。

被災者支援システムにつきましては、平成23年第2回定例会の一般質問で、玉田議員からご質問いただき、今後研究をしてまいりますと答弁をさせていただきました。改めて申すまでもなく、このシステムは、住民基本台帳のデータをもとに被災者台帳を作成し、迅速に罹災証明の発行ができるなど有意義であることは十分認識しています。また、平成23年当時の導入自治体は300程度であったものが、現在900自治体を超える普及状況となっていることから、その有効性は実証されているものと考えています。

当市においては、その点も踏まえて、被災者支援システムの導入について検討を続けていたところ、新たに京都大学や新潟大学、その他研究チームが、過去の大災害の研究成果をもとに、より進んだ被災者生活再建支援システムを開発し、製品化されました。

このことから、被災者支援システムに限定するのではなく、ほかのシステムの機能や作業効率などを比較し、費用対効果も含め、総合的に勘案した上で、最も有効なシステムの導入を行う必要があります。さらなる研究をしているところでございます。

○井神議長 再質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告3番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

今議会では、国民健康保険制度の改善について、国保の広域化について、市民の健康を守る上で大きな役割を果たしている那賀病院を初めとした医療体制の充実についてを質問します。当局の誠意ある回答を求めるものであります。

まず、国民健康保険制度について質問をします。

今、国民健康保険は、国保利用者の命を守るとりとして大きな役割を果たしています。この点において、市長に、まず、国民健康保険とはどういうものなのか、歴史的経過を含め、国保についての認識をお聞きしたいと思います。

2点目に、この間、歴代の自民・公明政権は、社会保障制度の改悪を次々行ってきています。国保は被用者保険のような事業主負担がないため、公費負担が必要です。しかし、国は、1984年までは約45%あった国保への国庫支出金の割合を、今

では約25%にまで減らしてきています。その大もとには、大企業奉仕を初め、アメリカ企業のもうけや軍事増強のために社会保障を次々と切り縮め、国民生活を圧迫する政治が行われてきたからです。その影響についてお聞きをします。

国保会計において、25%にまで減らされた影響額、1984年当時の水準と比べて、削減されている金額は幾らなのかをお聞きをしたいと思います。

3点目に、所得100万円、200万円で、岩出市のモデルケースを想定した場合、会社員などの健康保険や協会健保などと比べて、どれだけの違いがあるのか、金額をお聞きをしたいと思います。

4点目に、この間、一般会計からの繰り入れをされていますが、同時に国保会計に対して、貸しているからという理由で国保会計から繰り出しも行われています。繰り入れなければならない理由、内容はどのようなものだったのか。

5点目に、社会保障制度という観点から高い国保税を引き下げることこそ求められています。独自に、一般会計から繰り入れて国保税を引き下げる努力をしている自治体は数多くあります。一般会計からの繰り入れを行い、引き下げるべきですが、その考えはないのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

増田議員の1番目、国民健康保険制度の改善についての1点目、国民健康保険制度についての歴史的経過を市長としてどう認識しているのかについてをお答えをいたします。

戦後、我が国の社会保障制度が確立されていく中、現行の国民健康保険法は、昭和34年1月に施行されました。昭和36年4月には、国民皆保険を達成し、その後も数々の改正を経て、充実が図られてきました。

このような歴史的経過において、国民健康保険は、社会保障制度の1つである医療保険として、農林水産業、自営業、無職の方々など被用者保険の対象外となる方を被保険者とする国民皆保険の中核をなす医療保険制度であると認識をしております。

2点目以降については、担当部長より答弁させます。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の1番目、国民健康保険制度の改善についての2点目、本来の国負担50%金額から現時点で国保会計で削減されている金額はについてお答

えいたします。

国保の公費負担は、定率で定められている国庫負担である療養給付費負担金が32%、国の調整交付金が9%、県調整交付金が9%の合計50%となっております。このうち削減されている金額は、地方単独事業の現物給付に対する減額調整分となりますが、平成27年度分では3,975万2,000円となっております。

3点目の所得100万円、200万円での岩出市のモデルケースの場合、健康保険協会健保と比べ、どれだけの違いがあるのかについてでございますが、夫婦2人、子供2人で、固定資産税5万円とした場合ですと、所得100万円では、国保が月額1万5,042円、協会健保が折半後の額で月額8,222円、所得200万円の場合は、国保が月額2万7,567円、協会健保が折半後の額で月額1万5,054円となります。

4点目の一般会計から繰り入れなければならない要因及び理由はについてでございますが、一般会計からの繰入金は、平成27年度では6億355万9,468円となっております。このうち保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金など法で定められた法定分として4億4,814万4,221円を繰り入れております。

また、地方単独事業波及分、過年度補助金等の返還金に充当する分あるいは保険税負担緩和分など、いわゆる法定外分が合わせて1億5,541万5,247円となっております。これら法定外分は、国保特別会計の収支均衡分を補填することにより、急激な保険税負担増を防止することで、国保財政運営の安定化を図るため、緊急避難的に行ったものです。

最後に5番目、社会保障制度の観点から一般会計に繰り入れをとのことでございますが、まず、社会保障制度は、憲法第25条の理念によるものでありますので、社会保障の実施義務は、一義的には国が負うものであることを念頭に置いて考えていくことが肝要であります。国は、平成27年度から国保に財政支援を拡充しておりますが、平成29年度以降、さらに財政支援を行うこととしております。

また、市町村国保財政運営につきましては、国民健康保険法により特別会計で経理するものと規定されております。

特別会計は、当該会計で運営するのが原則であり、また、4点目の回答でも申し上げましたとおり、一般会計からの繰り入れも行っており、税の公平性の観点から、さらに国保税引き下げのために一般会計から繰り入れを行う考えはございません。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 国保自体が社会保障だという部分については、先ほどの市長の答弁の中で、同じ認識なんだと改めて認識の一致をしたというふうに私は考えています。保険料については、先ほど協会健保など、他の保険制度と比べて大きな違いがあることを説明していただきました。所得100万円で、先ほどは月額ということで説明しておられましたけれども、所得100万円で、協会健保、年間9万8,664円、国保では18万504円、所得200万円では、協会健保18万648円、国保では33万804円、年間額では大きな負担額という部分では大きな違いがあるわけです。

歴史的経過においては、戦前は相互扶助だったのが、今、社会保障に変わってきました。社会保険は所得に課税されますが、国保は資産にも課税され、所得が少ない人に重い負担がかかる、重税感があるのはこのためです。国保は、他の保険に入れない人が全て入る最後のとりです。国民皆保険制度により、誰であっても命を守るという目的があります。だからこそ低所得者の対策が要るし、高過ぎる保険料を下げないといけない、こういうことになります。

社保との公平を考えたら、税金を使って保険料を下げるなんておかしい。国保だけ優遇するのはおかしいという意見を言う方もありますが、その指摘はおかしいということになります。

厚生労働省が発表した2014年度の国保の財政状況の調査によると、国保料を滞納している世帯数は前年より減ったものの、約336万世帯、滞納率は16.7%に及んでいます。

岩出市の状況については、市からいただいた資料で、ことしの実態として、世帯数は7,957世帯、1万4,153人が加入しています。このうち33万円までの所得の世帯、41.3%、33万円から100万円までの方が20.6%、100万円から200万円までの方が22.7%と、所得200万円以下で84.5%を占めています。

岩出市においては、2015年、昨年度の収入未済額は3億円を超えてきています。本来、国保税の収入になるべきものが、このような収入未済額の実態が生まれてきていますし、長年にわたり、このようなことが生まれてきた結果、不納欠損対応という回収できない状況が、この間、7,000万円、8,000万円、多い年は1億円を超える、そういう年まで今生まれてきています。

その要因の1つに、協会健保などと比べ、国保料が高いことが影響しています。今、国保税については、国が本来負担しなければならない分の割合、そういう部分については、以前の半分にまで減らしてきているのです。減らされた分については、負担が重くならないようにと、自治体として負担軽減策が必要なのです。だからこ

そ負担軽減を図るために、他の自治体では、一般会計から法定外という部分の形で繰り入れられているのです。

和歌山県内では、2008年時点で13億円、13億円を越す金額が繰り入れられてきています。人口1万7,000人のかつらぎ町も、現在では3,000万円が保険税の負担軽減として繰り入れられてきています。和歌山県での平均は年度によって違いますが、1人当たり4,000円前後の繰り入れが県内自治体で行われてきているのです。

岩出市で行われていないのは社会保障制度と言いながら、その手だてを尽くしていないと言えます。全国的な状況における法定外繰り入れの状況、内容については、保険税の負担緩和を図る、単年度決算の補填、地方単独事業の医療給付費波及増等に充てる、医療費の増加、地方単独の保険料軽減に充てる、任意給付費に充てる、累積赤字の補填、その他というふうになっています。

私は、この岩出市自体が、この負担軽減策、これをとらないという理由、この理由について他の自治体がやっているにもかかわらず、岩出市がこういうことをやらないというこの理由、再度お聞きをしたいと思うんです。

もう1点は、一般会計から貸してもらっているから返さなければならないというんですが、どういう部分に対しての支出と捉えているのかについてです。国に返還金が生じることにより、会計が赤字になるとか、国からの調整交付金の見込み差額が生じたとしたら、単年度決算の補填として、国保会計に必要な手だてとして、市は責任を持って対応すべきものです。医療給付費がふえた。赤字ならば波及増分に関係しますし、医療費の増加、任意給付費が増加して赤字になるのなら、必要な繰り入れ分として法定外繰り入れとして対応するものです。

いずれにしても、このような運用面については、一般会計からお金を借りているわけではありません。お聞きをしたいのは、市の言う借りているというお金は、どういふところに使ったものをいうのか。同時に借りていると言える、そういう根拠もお聞きをしたいと思います。

3点目は、運営できないという面があるとしたら、国保会計の運営自体、このこと自体をどう考えているのか。そして、また、どうすれば改善できると考えているのかをお聞きしたいと思います。

国からの削減分については、この医療給付費に対する国基準の引き下げなど、国による影響額、これについては若干認識の違いがあるかも知れませんので、これについては、今後、さらに深めていくという形にしたいと思いますので、この点については、さらに今後の問題として考えていきたいというふうに思いますので、3

点、この点についてはお聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、国保税、ほかの保険制度に比べて高いのではないか。その軽減を行うべきではないかという点について、まずお答えいたします。

国民健康保険は、いわゆる被用者保険と比較いたしますと、65歳から74歳の被保険者の割合、あるいは1人当たりの医療費が非常に高い、それから加入者1人当たりの平均所得が低い、また、被用者保険の保険料は事業主と加入者が折半して負担するということになっておりまして、国保と被用者保険というのは制度と構造が全く違うものであります。これらを同じ土俵で比べるというのは適切ではないのではないかと考えております。

その中で、国保という面で考えますと、本市、国保の保険料に関しては、協会健保と比べては高くはなっておりますが、県内9市の税額と比較いたしますと、本市は低い水準にあると認識しております。

また、国保の加入世帯等の数もおっしゃっていただきましたとおり、公平性の観点から考えましても、国保税の引き下げのために一般会計から繰り入れを行い、国保税を引き下げるということは考えておりません。

続きまして、2点目、法定外繰り入れを行うべきではないか、何にどのようなものに行うのかというところではありますが、法定外繰り入れに関しましては、先ほどご答弁させていただいたとおりであります。現在、地方単独事業の波及分あるいは過年度補助金等の返還金に充当する分、また、保険税負担緩和分というところで、岩出市といたしましても、一般会計より、平成27年度、繰り入れを行っておるところでございます。

それから、3点目、国保の運営の改善について、どうしていくのかというご質問であったかと思うのですが、国保は、先ほど申しましたとおり、独立会計ということになっておりますので、当然、負担と給付のバランスをとっていかねばなりません。もちろん保険税をご負担いただく、あるいは出るほうに関しましては、できるだけ医療費を削減するために、保健事業、特定健康診査等を行っておるところであります。そういう意味で、今後とも負担と給付のバランスをとりながら、国保の運営をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほどからの質問の中で、当局のほうからは法定外の繰入金、この考え方については約1.5億円とおっしゃったと思うんですが、この部分については緊急避難的に借りているんだというようなことでした。しかし、今答弁いただいたお話の部分の中では、この緊急避難的な形で対応するという部分については、間違いではないでしょうか。実際には、先ほど言った全国的な状況、これにおける法定外繰り入れの状況、この部分の中に該当する部分、こういう部分に当たるのではないのでしょうか。

そういう点では、実際には、私は、今、実際に繰り入れられているこの法定外、この部分については、実際には国保の単年度会計、こういう部分も含めて、そういう制度という部分の中で、実際には一般会計に繰り戻すというんですか、そういう対応そのもの自身は間違っている、そういうふうに考えますし、実際にはそうすべきだと思います。

そういう点では、今後の問題として、実際にはこの岩出市の法定外として繰り入れられているこの部分については考え方を改めるべき、そういうふうに私は思いますが、市の認識、これを再度お聞きしたいというふうに思います。

そして、市長に対して改めてお聞きをしたいんです。

実際には、協会健保と比べて、国民健康保険は、私は、現実に大きな差がある、負担、これについては大きな差があるというふうに私は思います。こういう点について、市長として、協会健保と比べ国民健康保険税は高いというそういう認識をお持ちなのかどうか。

そして、もう1点は、国民健康保険税の引き下げの手だてとして、自治体としてどう対応する考えを持っているのかを最後にお聞きしたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

法定外分のことについてご質問いただいたと思います。法定外分に関しましては、冒頭の答弁でも述べさせていただいたとおり、国保の特別会計の収支均衡分を補填することにより、急激な保険税負担増を防止することで、国保の財政運営の安定化

を図るために、緊急避難的に行ったものとお答えさせていただいております。

繰り入れたもの、借りたものを返すというのはおかしいのではないかというふうなご質問であったかと思うのですが、再三申し上げておりますとおり、国保特別会計として運営されております。一般会計から法定外で繰り入れされたものは、一般会計のほうへ改めて繰り出していくという方針でやっておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○井神議長 市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、被用者保険と国保の費用について、バランスがとれてないと、こういうお話でございますが、これ自身、国保と被用者保険の制度、構造が全く違っております。まず、被用者保険のほうは、保険料は事業主が半分負担をするということになっております。

それから、特別会計は、あくまでも当該会計で運営するのが、これは原則であります。

以上です。

○井神議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

三栖議員は、体調不良のため退席の申し出がありましたので、ご了承願います。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、国保の広域化に関して質問したいと思います。

平成30年より国保の広域化、いわば県単位での体制が始まります。国保に係る財政運営の責任を担う主体を都道府県とし、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討することが可能な体制を実現すると。国保が抱える財政的な構造問題、赤字補填の法定外繰り入れや保険者のあり方に関する課題を解決するために、従来保険財政共同安定化事業等を超えて、財政運営

の責任を都道府県に任せることが不可欠とする考えが進められてきています。その目的は、医療費実績割による財政の安定化と保険料の平準化を進めるというものです。

このような広域化の対応、これが進む中で、これまで岩出市が取り組んできた市独自の施策のあり方も問われてきます。岩出市で進めてきた人間ドックや脳ドックを初めとした事業は、引き続き進めていくのかどうか、この点をまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、県が策定する保健医療計画や医療費適正化計画に対応していく上でも、市民の健康増進を進めていく上でも、レセプトデータや特定健診データ、これを保健事業へ活用していくことや地域医療における検証もできるデータヘルス計画は重要となってきています。

岩出市のまち・ひと・しごと総合戦略にも書かれていますが、広域化に向けて、市として各種データを有効活用する方向性と取り組みの内容について、どう進めようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

また、現時点での進みぐあい、現状についてもお聞きをしたいと思います。

3点目として、平成28年度には、国で国保事業費納付金等算定システム開発、国保情報集約システムの開発、市町村事務処理標準システム開発が進められて、県においては、国保事業費の給付金算定システム、市町村については、納付金や標準保険料率の算定に必要な所得などのデータ提供ができるシステム改修に取り組むとされています。この自治体に対しての制度対応、こういった説明など、今後の会議日程、こういうものや、また、見通しというものなんかについてはどうなっているのかをお聞きをしたいと思います。

4点目は、岩出市として広域化による影響として、一番関心があるというか、関係がしてくるのは負担に関する見通しなんですね。これがどうなるかということです。岩出市としては、この広域化に関して、どう予測をしているのかをお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の2番目、国保の広域化についての1点目、平成30年より国保の広域化、県単位での体制が始まるが、これまでの市独自の施策について継続、拡充が求められるが、今後の対応はについて、お答えをいたします。

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な

財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険運営に中心的な役割を担うことで、国保制度の安定化を図るため、国保運営が都道府県単位化されることとなります。

詳細については、担当部長より答弁させます。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の2番目、国保の広域化について、1点目の詳細についてお答えいたします。

広域化に伴う市町村の事務といたしましては、市町村は、引き続き地域住民との身近な関係のもと、被保険者の資格管理のほか、国保税率の決定、賦課徴収、保険給付や保健事業を引き続き行うこととなります。

これまで市独自の施策といたしまして、レセプトの点検や医療費の通知、ジェネリック医薬品の利用促進等の医療費適正化事業のほか、特定健康診査、特定保健指導、人間ドック、脳ドック検診等を初め、今年度は糖尿病性腎症重症化予防事業等に取り組んでおります。今後もこれらの施策を進めるとともに、データヘルス計画の策定に取り組んでまいります。

続いて、2点目の広域化に向けて、市として各種データを有効活用する方向性と取り組みの内容は、また、現時点の状況につきましては、保険者はレセプトデータや特定健診等のデータを分析活用して、それぞれの健康課題を明確にし、いわゆるPDCAサイクルに沿って保健事業を展開していくことを内容としたデータヘルス計画を策定することとされております。データヘルス計画を策定することにより、国保加入者の健康状態や疾患構成あるいは健康課題を把握し、効率的かつ効果的な保健事業が展開できることとなります。本市は、来年度、策定作業に入るべく、現在、レセプト分析等を実施したところです。

3点目、今後の会議日程や制度の内容、見通しはどうかにつきましては、国保連合会において、新しいシステムとの連携に関する説明会が今月に予定されているほか、国保事業費納付金や標準保険料率についての協議が県と市町村の間で進められており、県から示されるこれらの数値をもとに、平成30年度における国保税率を検討決定していくこととなっております。

4点目の岩出市として、負担見通しはとなると予測しているのかにつきましては、県が、現在、県内の市町村間の医療費水準や所得水準を調整し、納付金を納めるために必要な標準保険料率を示すために試算作業を行っているところであります。

市といたしましては、県が示す標準保険料率の設定状況を今後も注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、データヘルス関係のこともお答えいただきました。それについては、平成29年度に完成を目指しているんだと、そういうことを言われました。これについてはデータヘルス計画を策定していく上で、例えば、委員会とか審議会、こういうものをつくっていくのかどうか、そういうことも含めて、このデータヘルス計画というものを市としては作成していく、そういう考えなのかどうかという点が、まず1点です。

それと、実際には、市民の健康を守っていくという上で大切な役割を果たすと思うんですね。そういう点では、この岩出市の実態、これをつかむ上では死亡原因の動向、こういうものや病気の種類ごとの疾病別医療費の状況分析、また、高額医療のレセプト分析や人工透析を受けている方のレセプト分析、ジェネリックの使用状況、先ほども部長のほうで申し上げられましたけれども、特定健診なんかにおける各種の分析などというものは、非常に市民の健康を守る上で有効活用して生かしていく、そういうべきだと私は本当に思うんです。

そういう点においては、来年度の施策という部分の点において、岩出市で来年度はこういう点で改善施策や充実策というものを考えているんだというものがあれば、お答えいただきたいと思います。

もう1点は、負担というのが、今、県で調整で、実際にはわからないという、不納だということなんです。現実的に、市として負担がふえた場合、その点についてはどのような対応をとる考えなのか、新たに市民に負担がかぶるといようなことはないのかどうか、市の負担がふえた場合には、どのような考えを持っているのかという点、この3点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、このデータヘルス計画を策定する上で、委員会等をつくる考えはあるのかというところでございますが、データヘルス計画の中身といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、いろんなデータをもとに、市の健康課題であるとか現状分析、これからの改善策を検討していくための計画ということになると思います。

これに関して、関係者等のご意見をお聞きする場を当然設けるところであります
が、今の現時点では、国保の運営協議会等、そういうところの関係の場でいろいろ
協議してまいりたいと考えております。

それから、2点目、現時点で、市としての改善策をどのように考えておるのかと
いうところでございますが、今後、このデータヘルス計画によって、いろんな健康
課題というのが見えてくる部分あると思います。それに沿って改善策を進めていく
ということになるかと思いますが、現時点においては、例えば、今年度、先ほど申
しましたように、糖尿病性腎症の重症化の予防事業、糖尿病から重症化して、人工
透析等に進行していくことを防ぐための保健指導等に力を入れていくというよう
なところを考えておるところです。

それから、広域化によって税率が決定して、市民の負担がふえた場合、どうす
るのかというところではありますが、先ほど申しましたように、今、県において、現
在、市町村間のいろんな医療費の所得水準の調整等々を行っております。今のところ、
標準保険料率等、詳しいことがわかっておりませんので、負担がふえる場合、ふ
えない場合、あると思いますが、現時点ではその状況を見守っておるところで
ございます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 データヘルス計画をつくっていく上では、国保の運営協議会等でやっ
ていくんだということでした。私、たまたまデータヘルスという部分で計画やって
いるようなところあるのかなというふうに調べていましたら、たまたま、ことしの平成
28年3月に、亀岡市というところなんですけど、人口約9万人ぐらいの市です。そ
このデータヘルス計画第1期というやつなんですけどね、そこには、本当に細かく市
民の健康状態なんかも含めて、グラフで本当にわかりやすいやつなんかが出てき
て、こういう部分なんかは本当にきちんと分析もされて、市民の健康状態をどう
して変えていくんだということが、本当によくわかるなという感じが受けるんです。

病気ごとの部分とか、先ほどもちょっと言った高額医療費なんかもそうやし、人
工透析なんかも、人数がどうなって、将来的にはどんな予測を立てているのかとい
うことなんかも含めて、本当に役に立つ部分だなと思うんです。

実際には、そういうデータ、そういう部分なんかのいろんな情報、仮に、そうい
う情報を教えてほしいんだという場合、市として、そういう情報公開という、そう

いう点については、請求があった場合、どういうふうに対応されるのか、この点だけちょっとお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、増田議員、亀岡市のデータヘルス計画のことをおっしゃっていただきました。現在、我々も、来年、データヘルス計画をつくる上で、先行している市町村の計画というのを当然参考にしながら進めていくということになります。

和歌山県で言えば、御坊市のほうも、さきにもうつくられておるところで、かなり詳しい、議員おっしゃられたように、多角的に詳しく分析されているというふうに考えております。

我々も、この国保において健康課題、解決していく上で十分分析していかなければならないと考えておりますが、それに関しては、できるだけ詳細に計画に反映させていただくということで、さまざまな情報を市民の方にも、当然、提供していきたいと考えております。

以上です。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、医療体制の充実ということについて質問をさせていただきたいと思っております。質問の中心点は、那賀病院にかかわる点となっておりますので、よろしくお聞きしたいと思うんです。

言うまでもなく、那賀病院は、岩出市・紀の川市市民の命を守る拠点として、旧6町の時代から公的病院としての役割を發揮してきています。高齢化社会を迎え、ますます医療機関の果たす重要性が求められてきています。

まず最初に、中芝市長として、那賀病院における認識、これをどう捉えて、医療分野についてどう対応しようと考えているのかという点、この点をまずお聞きしたいと思っております。

そして、2点目としては、地域医療を充実されていく上でも、那賀地域の中核を担う那賀病院の充実が欠かせません。この間、医師不足という状況も経緯の中で生まれてきた、そういうことなんかもあります。一部事務組合でも問題解決への努力も進められてきました。以前は、産科という、そういう面では入院できない状況も

生まれていましたが、現在では、平成25年は1月から12月で255人、平成26年は285人、平成27年は242人となってきていまして、定員30名の枠で落ちついているそうです。

その一方で、現在、眼科という点では非常勤の医師で対応しており、週3回の勤務という、こういうことになっています。那賀病院に行っても、実際には診てもらえないという日があるわけです。また、手術できる機械がありながら、目の手術についてはできないという状況が生まれてきているという、こういう状況もあります。医師の確保を含めた、まさに体制面の改善、これが求められてきています。

ちなみに、平成27年度での眼科の外来については3,442件というふうになっています。このうち手術が必要な方の統計については、実際にはとっていないということなのでわからないんですが、いずれにしても、実際には手術ができないという日とか、診てもらえないという日があるという、こういう今の現状の改善、これが求められていると考えます。

市長も那賀病院については副管理者ということになっていますので、こういう点についてもより一層の今の現状の改善、これに対する取り組みを進めていただきたいと思うんですが、この点についてお聞きをしたいと思います。

3点目としては、まさに医師の確保、こういう点においては、現在、和歌山県において、和歌山県医師確保修学資金、和歌山県地域医療医師確保修学資金、和歌山県地域医療確保修学資金という、こういう制度があります。この県の制度があっても、今の那賀病院の現状というものが、今、生まれているわけです。公立病院に対する修学金制度を市独自で設けている、そういう自治体なんかもあります。

私は、今のこうした県の制度と調整を図りながら、今の那賀病院の弱い部分、そういう部分をカバーしていける那賀病院独自の修学金制度、こういうものを設けて、例えば、先ほど、眼科の問題取り上げましたけれども、こういう眼科の医師を確保していく、こういうことは可能ではないのかなというふうにも思うんです。実際には、そういう形でやっている自治体なんかがあるんですからね。

そういう点では、市長としても、ぜひ、こういう一部事務組合で検討してはどうかというふうにも思います。そういう、私は、制度についての検討について、してはどうかという提案をさせていただきたいと思うんです。この点についてお答えをいただきたいと思います。

4点目は、平成26年に定められた医療介護総合確保推進法、これに基づく和歌山県の地域医療構想が、現在進められてきています。医療給付の伸びを県の責任で抑

制していくんだという、こういう仕組みづくりです。入院から在宅へのかけ声で病床数の削減、特に、急性期病床を大幅に削減しようとするものです。地域の実情に見合う、そういう医療体制や救急体制、こういうものなんかの充実こそ、今必要となってきています。

医療関係者や住民の声を反映した地域医療構想、こういうものを策定させることが求められていますが、岩出市の地域医療、また、ひいては、この那賀地域の地域医療、こういうものについてどう進めていくのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の3番目、医療体制の充実についての1点目ではありますが、公立那賀病院は、那賀地域の中核となる病院として、医療を通じて、地域住民の福祉健康に寄与しているところであり、その経営管理は、紀の川市と岩出市で組織する一部事務組合により行われております。

私は副管理者を任されておりますが、岩出市選出の組合議員あるいは管理者である紀の川市長等と連絡を密にしながら、地域住民から親しまれ、信頼される病院を目指してまいりたいと考えております。

あと、個々の質問については担当部長に回答させます。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員ご質問の3番目、医療体制の充実についての2点目以降について、お答えいたします。

まず2点目ではありますが、眼科につきましては、病院として常勤医師を受け入れできる体制を整えているとのことであります。公立那賀病院の院長及び事務局長が、和歌山県立医科大学附属病院の眼科医局の教授をたびたび訪問し、常勤医師の派遣について上申しているところであり、医局の人員の体制が整えば常勤医師を公立那賀病院へ派遣することは可能であるとの回答を得ていると聞いております。

次に3点目ではありますが、医師確保につきましては、必要に応じ公立那賀病院に医師を派遣していただいている和歌山県立医科大学の各医局の教授に対し、医師の増員について上申を行っていくと聞いております。

また、医師確保に係る修学資金制度につきましては、和歌山県において独自に和歌山県医師確保修学資金等を設けているところであり、なお、公立那賀病院では、独自に看護師及び助産師を確保するための奨学金制度、公立那賀病院看護職員

奨学金を設けていると聞いており、今後も一部組合の議会の場において、さまざまな施策が検討されていくものと考えております。

次に、4点目であります。本年5月に策定された和歌山県地域医療構想における那賀圏域の将来のあるべき姿の実現に向けて、公立那賀病院などの病院関係者や有床診療所の関係者、医師会や歯科医師会などの医療団体代表者、医療保険者、保健所と県、紀の川市と岩出市が協議しながら進めてまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 眼科ですね、先ほど、医師のめどが立てば、いつでも受け入れられる体制は整っているんだという、そういうお話でした。この眼科については、現実的には、平成23年から、実際にはこういった手術ができないというような状況が続いているわけです。そういう点では、来年度に向けては、こうした今の体制、眼科体制の改善という見通しなんかはあるのでしょうか。この点をまず1つお聞きをしたいと思います。

そして、もう1つは、修学資金制度という部分なんですが、実際に医師の世界というんですか、そういう部分では、昔、テレビなんかでも「白い巨塔」というような、そういう医師に関する難しいいろんな部分なんかも報道されているんですけども、実際には、医師の体制面という、そういう今の那賀病院の弱い面、こういう部分を実際にカバーしていく、そういう上での対策というのが、私は必要じゃないかなというふうには思うんです。

そういう点から、今回こういった質問を出させていただいたんですが、那賀病院の現場の方に、実際にはそういう制度なんかについては、そういうことをやっていくことは可能なかどうかということも含めて、那賀病院なんかに、もし聞かれたのかどうかという、現場の人に、制度そのものについては可能なかどうかということなんかも含めて、ちょっとお聞きになられたのかどうかという、この点だけお聞きしたいと思うんです。

もう1点は、地域医療圏の問題については、実際には那賀病院も大きなかわりというの、かわりがどうしても出てくると思うんですね。そういう点では、那賀病院自体ではどのような考え方とか、今後の推移の予測とか、そういうのをされているのかという点と、岩出市としての事務方としても、ある一定の予測なんかも見通しておられるのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 公立那賀病院の医師不足については、増田議員ご質問のとおりであります。過去を一度振り返ってみていただけたらと思います。那賀病院、内科を閉めました。その対応、管理者紀の川市長と私、医大のほうに、これ日参しました。約1カ月かけて、やっと内科医確保して開業、それが現在に至っております。そういうことで、今、局長が人員で苦勞していることと思いますが、そういうことで医大のほうとの交渉をやってございます。

それから、那賀病院に対し、どうしていくかということについては、先ほどもお答えをいたしましたとおり、岩出市選出の組合議員、また、管理者である紀の川市長と連携を密にしながら進めてまいりたいと考えております。

一部事務組合の管理経営に深く関与しますので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、市長から答弁いただいたんですが、実際には来年度からの見通しとか、那賀病院の対応、これにはお答えすることができないということだったんですが、現実的には、そういうことも今の時点での部分の中ではわからないという、そういうことでいいんでしょうか、それだけちょっとお聞きしたいと思うんです。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど来申し上げておりますとおり、那賀病院の経営に関しましては、一部事務組合ということで経営をされております。この中で、さまざま改善策であるとか、それから、いろんな制度の設定等を検討していくものと思いますので、市といたしましては、それらの状況を見守ってまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告4番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可をいただきましたので、4点にわたり、通告に従い一般質問を行います。

1点目に、財政について、中芝市長の政治姿勢を問いたいと思います。

4年前にも、16年間、行政のトップとして行われてきた市長の政治姿勢について問いました。このときには、これまでの施策の設置やさまざまな施策、また、財政について見えてきたことを明らかにし、市民要求から見る市政運営についての考え方を聞いたところです。今回も改めて過去を振り返りながら、財政について見解を交えながら進めていきたいと思います。

岩出市の特徴は、宅地開発もどんどんと進められ、微増ながら人口増を続け、現在、平成28年8月現在、総人口5万3,797人、世帯数2万2,211世帯です。子供が多い自治体ということは、過去と比べても変わりありません。世帯構成も圧倒的に核家族世帯となっています。

住民はさまざまな要求があり、これに全て応えていくことは限りがありますが、今必要としている住民の声、要求に応えるだけの財源が岩出市にはないのか、このことを明らかにしなければなりません。

4年前に、標準財政規模と比較して財政調整基金を他市の状況、2010年度を比べて言いました。海南市は、標準財政規模140億8,000万円、財政調整基金は9億3,000万円、橋本市では、標準財政規模155億2,000万円、財政調整基金は12億5,000万円、岩出市では、標準財政規模88億6,000万円、財政調整基金は14億7,000万円、この財政調整基金を標準財政規模に対する割合であらわしますと、海南市は6%、橋本市8%、岩出市16%という数字があらわれました。

その後、どうかといいますと、2015年、平成27年度はまだ決算カードが手元にございませぬので、2014年度で出してみました。標準財政規模は、岩出市92億9,000万円、財政調整基金は15億3,000万円、割合16%となっており、隣接する他市と比較して、この数字だけを見ると、決して遜色のない状況と言えます。

また、地方債現在高に対する減債基金の割合も、2010年、平成22年度の数字で他市の状況とも比べると、海南市は、地方債現在高299億4,000万円、減債基金4,000万円、橋本市は、地方債現在高310億8,000万円、減債基金3億2,000万円、岩出市は地方債現在高97億1,000万円、減債基金5億9,000万円です。これも地方債現在高に対する割合にすると、海南市0.1%、橋本市1%、岩出市6%でした。

この4年後の比較は、海南市は、地方債現在高330億4,000万円、減債基金3億7,000万円、橋本市は、地方債現在高372億8,000万円、減債基金580万円、岩出市は

地方債現在高83億1,000万円、減債基金13億3,000万円です。ほかの市がよいか悪いかは別として、岩出市は地方債を減らすため異常なほどに繰上償還を行い、そして、繰上償還を行うため、減債基金に、これまた過剰なほど積み上げてきたと言えるのではないのでしょうか。

繰上償還金を過去7年間で、ほかの市町村と比較してみました。海南市累計額2億3,000万円、これを1人当たり直すと4,245円になります。橋本市では1億2,000万円、1人当たり1,856円、紀の川市4億9,000万円、1人当たり7,417円、岩出市総額8億5,000万円、1人当たり1万6,071円になります。

当然、公債費の推移1人当たりの数値や地方債現在高の推移1人当たりの金額は、3市と比べても当然低くなることになります。後世への負担を軽くするために借金を減らすというやり方は、外見上では健全財政に見えますが、その本質は市民のためにはお金を使わないということではないのでしょうか。市民目線には財源がないように装って、さまざまな要求を抑え込んでいると言わざるを得ないということです。

その次に、民生費について見解を述べたいと思います。

市長は、今議会の行政報告の中で、平成27年度決算について、こう述べられました。歳出では、扶助費を初めとした社会保障関連経費が年々増加しているため厳しい状況にありますと。そこで民生費の経年推移を調べてみました。民生費全体で見ると、国の施策により、全額国の負担で行う場合も民生費に含まれてきます。これまでも政権が変わったことにより、子ども手当の支給額が増額したり減らされたり、現政権下では、臨時給付金のようなものも全て民生費の中に含まれます。

確かに、過去、町から市へ移行したことにより、生活保護費が必要財源となり、増加してきたことは事実ですが、この場合でも交付税の算定基礎が町と市では違うということを念頭に置いておく必要があります。しかし、ここで大事なことは、充当一般財源等がどうなっているかということです。単独事業などでは、当然、国や県の負担がないのですから、市の財源で行わなくてはなりません。しかし、充当一般財源の伸びは、平成25年から平成26年で見ても7,700万円増、民生費全体では58億円から62億3,000万円の4億2,000万円もの伸びです。民生費だけを見て、単純にふえたとは言えないということが見えてきます。

次に、4年前、2010年度、現在の地方債現在高について指摘をしました。約4割近くは地方交付税不足分を補填するための臨時財政対策債や減税制度による減収分を補填する減税補填債などで、これらの償還には後年度に地方交付税が配当されず。実質的な借金と言える分のうち、2割が教育・文化関係、15%が道路関係、そ

して2割が廃棄物処理施設、つまり、ごみ焼却炉関係の起債であることが明らかになっています。このときでは毎年3億円以上の運転管理委託料が必要となり、これは確実に市民のさまざまな要求を圧迫する要因になると、私は言いました。

現在では5億円もの運転管理委託料が発生しており、ますます要求を圧迫する要因と言えるのではないのでしょうか。

中芝市政は、この4年間も過度に基金にため込んだり、繰上償還に回すなどを行い、市民要求に応える財源があっても、市民要求に背を向けてきたのではないのでしょうか。

総じて言えば、このような財政運営が通用すれば、国の地方交付税制度、つまり、どの自治体にも平均的に必要な財源を保障するということを否定することにつながり、加えて、岩出市民には、他市では当然のこととして、充足されている施策が切り詰められ、圧迫されていることにほかなりませんし、市民にとっては極めて不幸と言わなければなりません。

そこで、まず、市長に、財政面における評価をどのようにお考えになっているのかをお聞きいたします。

2点目は、地方債の臨時財政対策債について、これまで、市は繰上償還の具体的な内容では、臨時財政対策債が含まれ、また、本年度第1回定例議会での委員会質疑でも、今後の公債費についてお聞きしたところ、臨時財政対策債と公共下水道にかかわる償還等々の答弁がございました。

私たちは、これまで、臨時財政対策債は市債、負債ではないと考えています。もともと臨時財政対策債は、国の地方交付税、特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らし、その穴埋めとして該当する地方公共団体みずからに地方債を発行させる制度で、ケース的には、その自治体が地方債を発行する形式をとりますが、償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には、地方交付税の代替財源と見て差しさわりのないために、負債ではないということです。

市長の考え方について、お聞きいたします。

3点目は、この4年間、市民要求に応えた市政運営を行ってきたのか、市長の自己評価についてお聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の1番目、中芝市長の政治姿勢を問う（財政について）

の1点目、財政面の評価と3点目の市政運営の評価について、それぞれ関連がございますので、一括してお答えをいたします。

まず、まちづくりの基本方針は、長期総合計画であり、長期総合計画を実現していくためには、裏づけとなる財源が必要なことは言うまでもありません。財源としての考え方は、税や料金等の自主財源の確保を基本とし、国・県等の補助金、交付金の獲得、また、歳入を確保しても歳出がざるであってはいけないことから、行政改革大綱を策定し、経常経費の削減を初め、行財政改革を継続的に実施し、無駄な歳出を減らしていくことに努めてまいりました。財政運営とは、その上で、健全財政を堅持していくことが、市民の皆様方に対する私の責任であると認識しております。

財政状況においても、毎年度、決算にお示しさせていただいておりますが、財政的な統計指数においても健全財政の堅持ができていると考えております。

また、市政を運営していく上で必要なことは、まず、社会経済状況、国政の動きなどをきっちり把握することが必要であります。国においては、地方創生、一億総活躍という新しい概念が示されておりますが、そういった国の動きや社会経済状況の変化に対応していかなければ、適切な補助金や交付金の獲得は困難となってまいりますので、的確な情報の収集は不可欠であります。

その上で、まちづくりの基本理念、対話と協調に基づき、市民の皆様方や地域のご意見、ご要望をお聞きし、まちづくりに反映させていくことが必要であると考えております。

平成9年度から住民の声を聞くことと、行政の取り組みを理解していただくことを目的に、町政懇談会を開始をいたしました。ことしで19回目を迎えることとなりますが、これまでのまちづくりに大いに反映させていただいております。

広域幹線道路整備に伴う交差点改良や道路拡幅、下水道整備、防災対策、浸水対策、子育て支援等社会保障の充実、観光振興、教育内容、教育環境の充実、青少年の健全育成など、さまざまな施策に取り組んでいるところですが、いずれにいたしましても、確かな財源の確保と健全財政の堅持を基盤として、行政各分野のバランスを考えたまちづくりが重要であると考えております。

市政施行10周年を迎えた岩出市、まだまだ行政課題は山積していると認識しております。引き続き、健全財政の堅持を基本として、振れることなく、長期総合計画に掲げた施策の実現に取り組んでまいります。

次に、2点目の地方債の臨時財政対策債についての考え方はについてお答えいた

します。

臨時財政対策債は、地方の財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債であり、地方交付税制度を通じ、発行可能額が算定されております。また、その償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されております。

なお、詳細については総務部長から答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○藤平総務部長 市来議員ご質問の地方債の臨時財政対策債についての考え方はについて、通告書に基づき答弁をさせていただきます。

市長の答弁にもありましたように、臨時財政対策債は、地方の財源不足に対処するため、地方交付税制度を通じ、発行可能額が算定されております。また、その償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されております。このように、地方交付税の不足分を埋める財源として発行が認められている制度であることから、本市においても臨時財政対策債を借り入れし、市政運営のための一般財源として活用しているところでございます。

なお、現在、一般会計においては、臨時財政対策債のみを起債してございます。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 市長からご答弁いただきました。ここでもバランス論ということが論じられたわけなんです、そのバランス論から考えて、今までの市長のやり方という形について言いたいと思うんです。

例えば、施設を建てた場合なら、国も公債、地方債認めてるんで、当然、施設というのは、長年にわたって使っていくことを考えれば、それに当たって借金を返していくというのは当然なんです、これまでやってきたのは、地方債を減らすために異常なほどお金をどんどんと繰上償還を行ってきたということなんです。これです、私たちが言う、このお金ができたのは、今の市民たちに我慢をさせて、その分のお金が借金を減らすためのお金に回っているのではないかというふうに考えられるわけなんです、それについて、再度、バランスという点において、そういう見方はできないのか、これについてだけお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

最初の質問の中では、標準財政規模であったり、減債基金の積立金、あと民生費のバランスと、そういうふうな質問をされておりました。今、バランスの話が出ておりましたけれども、再度、私、地方財政法のことについて、ここで答弁をさせていただきたいと思います。

地方財政の健全の確保という見地から地方財政法が定められております。その中で2つの条文、私、これから読ませていただきます。

第4条の2というところに、「地方公共団体における年度間の財源運営の考慮」という項目がございます。「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」、こういうふうに定められております。

もう1つは、7条でございます。「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」と、こう定められております。

さらに申すならば、市町村の財政運営も一過程の財政運営も同様であります。今回、借入金についての質問ですので、借入金について申すのであれば、毎月の収入が不足すれば銀行から借り入れをする。また、普通建設事業、いわゆる持ち家を建てるために銀行から借り入れをすることがございます。長期的に安定した財政運営で、家庭を守るために優先順位をつけて物の購入を行う。そして、お金に余裕ができたならば、将来のことを考えて、金利の高い借入金を繰り上げて返済をしておく。このことで金利支払い分で別の買い物ができるということにつながるわけです。

我々は、岩出市の将来のために、長期的な視野に立った財政運営を常に心がけております。市来議員、ご安心をいただきたいと思います。

○井神議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 財政についての法を言っていただきました。お金に余裕のあるならば、償還、積み立てだったりとかで回せると言いました。じゃあ、私は思うんですが、逆に言えば、例えば、予算組むときに、歳入の点、歳出の点、これはどうなのか。

安易にお金がこんなにも、ほかの市と比べてたって全然違いますよ、基金の積み立て、繰上償還金、含めて。逆に言えば、それぐらい余るように予算組みをされているんじゃないかというところにつながってくるんですよ。その辺について、ご説明いただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

予算書を見ていただければわかると思います。当初予算でございます。最初から積立金、大きな額で計上してはございません。単年度収支の原則に基づき、我々、財政運営をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○井神議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2点目に、新中学校建設における市長の政治姿勢をお聞きいたします。

新たな中学校建設問題について、これまでも数々角度を変えながら取り上げてまいりました。適正規模から見る岩出市の現状について、平成19年に市長にも提出された第三中学校建設を求める署名9,108筆もの市民からの願い、建設における協議の場の設置について、将来統計人口から見る中学校の必要性、他市との先生1人当たりの生徒の数の問題点など、しかしながら、当局は、中長期的展望に立ち、生徒数の動向を注視し、検討していくと棚に上げ、生徒数が減少していくことを待っていると云わざるを得ない態度をとり続け、いまだにこの問題に正面から向き合おうとはしておりません。生徒数も800人を超える状況が続き、これこそが異常な状態です。

子供を取り巻く環境が時代の変化とともにあらわれ、子供の貧困、いじめ、不登校問題、学力問題など、きめ細やかな施策とともに、教育する場としての学校施設を本腰入れて解決しなければ、現場だけの力では十分に対応できません。

一般に大規模校には、次のような課題が生じる可能性があるとして文部科学省も認めています。

1 点目は、学校行事等において、係や役割分担のない子供があらわれる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。

2 点目は、集団生活においても、同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。

3 点目は、同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。

4 点目は、教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。

5 点目は、児童生徒 1 人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の転換に支障が生じる場合がある。

6 点目は、特別教室や体育館、プール等の利用に当たって、事業の割り当てや調整が難しくなる場合がある。

7 点目は、学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

岩出市でもこうした状況は多少なりとも生まれていると考えます。子供たち一人一人が大事にされ、行き届いた教育をすることは、未来を担う子供の成長のためには、学校建設は必要だと考えます。今の教育環境を改善する取り組みは、必ず次の世代にも引き継がれて、地域を支えていく力になるということを強いメッセージとして発信したいと思います。

そういった熱い思いも込めて、現在の市長の見解を伺いたいと思います。

1 点目は、市長の中学校建設の認識が過去と変わりなく、生徒が減るのを待ち続けているのか、中学校建設の認識についてお聞きいたします。

2 点目は、先ほども申した子供を取り巻く環境の時代変化をどのように受けとめられているのか、こちらについての認識についてお聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの 2 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の一般質問の 2 番目、新中学校建設にかかわる市長の政治姿勢について、一括してお答えします。

近年、少子高齢化、高度情報化が急激に進展する社会にあって、子供たちを取り巻く環境も年々厳しくなっています。

本市においても、都市化、核家族化の振興に伴い、地域住民の連帯意識の低下やひとり親家庭の増加等の課題が見られ、学校・家庭・地域が今まで以上に連携を深め、地域全体で子供たちを見守り育てるという考えが、より重要になってきていると認識しています。

新中学校建設につきましては、我が国の人口は、平成17年に減少局面に入り、和歌山県内において最も若いまちと言われる本市においても、少子化は年々進展しております。本市の中学校の生徒数も、近年、減少傾向にあり、5年後の平成33年度の生徒数は、ピーク時に比べ約350名の減少が見込まれております。

また、多くの生徒や教員と触れ合う中で、生徒が互いに切磋琢磨できること、生徒の希望や個性を生かし、かつ、そういった部活動が開設できたり、専門的に部活動を指導できる先生の有無など、大規模校ならではの利点を最大限に生かしていきたいと考えてございます。

こういったことから現時点での新中学校建設の予定はありませんが、本市では、子供の安全確保のため、県内でもいち早く学校の耐震化を完了したように、今後も安全・安心の教育の推進とともに、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた子供の育成に取り組んでまいります。

○井神議長 市長。

○中芝市長 市来議員の一般質問2番目、新中学校建設についての政治姿勢についてをお答えいたします。

1点目の中学校建設、2点目の子供を取り巻く環境と時代の変化の認識とともに、先ほど教育長答弁のとおりであり、今後も教育委員会との連携を強化しながら、本市の教育の充実、発展に努めてまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 岩出市でも少子化の問題等を挙げられました。県の学校基本調査、ちょっと数字を紹介したいんですが、平成12年では、中学校1,749人、平成13年度は1,808人、平成14年度は1,766人、平成15年度は1,761人、平成16年度は1,745人、平成17年度は1,778人、平成18年度は1,713人、平成19年度は1,720人、平成20年度では1,680人、平成21年は1,742人、平成22年度は1,719人、平成23年度は1,718人、平成24年度は1,719人、平成25年度では1,741人、平成26年度は1,730人、平成27年度は1,702人、この数字を見て、市長、そして、教育長はどのように思われますか。

いつもですね、答弁席に立ったら、相も変わらず推移を見守る、また、少子化で生徒数は減少してくるとお答えになっています。15年の歳月がたっても、ほとんど何も変わらず、大人たちはこの厳しい教育環境に指1つ触れずに来たのだと巣立っていった子供たちは、きっと思うでしょう。

この状況を見ても、ひたすら生徒数が減少することを願っているとしか見えてきません。先ほどの答弁でも、平成33年には生徒数が減少する。減少することを待ち望んでいるとしか思えないんです。一体いつまでこの状態を放置するのか。世間では少人数学級で子供たちが十分な環境で見守られてきてきます。この岩出市においても、当然、35人学級を進められています。

しかし、この先、劇的に変化する保障というのは、今並べた数字を見ても保障数はどこにもございません。誠実にこの状況を考えるなら、どなたが市政を担当されても先延ばしすることなく、直ちに第三中学校の建設に取り組むのが当然の措置であると考えられるのですが、市長の決意を伺いたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えします。

先ほどもお答えしたように、近年では、平成25年に中学の生徒1,741名、先ほども数字が出てたと思うんですけども、これをピークに、今後とも減少していくということであります。

ちなみに、平成26年、平成28年と2年の経過を見た場合に、岩出中学校ではマイナス41名、第二中学校ではマイナス73名と、そういうふうなことで、本当に、先ほど言ったように、この先、確実に減っていくということになります。

そんな中で、本県では、学校規模、大規模校と、今のことをおっしゃってるんですけども、これについて何が和歌山県の課題か、問題かと言いますと、これは大規模校の問題でなく、少子化が予想以上に進展していく中で、小規模校をどうするかといった、そういった統廃合の問題が、岩出市を除く本県の多くの市町村でも大きな問題になっております。

そんな中で、少子化であればクラスがえができない、クラス同士の切磋琢磨ができない、授業に支障、専門教科の教諭がないといった、文科省でもそういう問題点を挙げておるわけですけども、岩出市の両中学校では、少子高齢化が確かに進展していく和歌山県下にあって、確かに、現時点では大きな規模の学校であるかもわかりませんが、先ほども言ったように、大きな学校ならではの数多くの利

点、これは子供たちの成長にはとても大事なものだと考えておりますけれども、ある意味で、岩出ならではの教育、そういったものを最大限に生かして、今後も岩出らしい活力がいっぱいあふれる教育を推進していきたいと考えてございます。

○井神議長 市長。

○中芝市長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

今後とも教育委員会との連携を強化しながら、本市の教育の充実、発展に努めてまいります。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 3点目は、子ども医療費助成制度の市長の政治姿勢についてお聞きをいたします。

子ども医療費の助成制度の拡充については、平成23年度から取り上げ、市長にも見解を幾度となく聞いてまいりました。平成27年度からは制度が一步前進したものの、市民の期待、要求には応えていないものだと考えています。

私たち日本共産党岩出市では、市民アンケートを行い、この子ども医療費に対し調査をいたしました。性別は問わず、20代から80代以上のさまざまな年齢層から医療費助成について、今のままでいい、窓口負担1割、窓口負担無料、わからない、この項目で調査を行ったところ、窓口負担無料にと答えた方が多い結果となりました。

制度を一步前進したとしても、近隣市町村は岩出市よりも上の制度をさらに進めているので、当然、市に同じように制度の拡充を求める声は一層強くなります。現行制度の問題点も、これまでの追及で明らかとなりました。自己負担を強いていることで、逆に手間と時間、事務手続にお金をかけ、償還払いを市としても何とかしたいが、保健機関とのシステム上、進まないこと、これらは全て無料化という制度を行わないために起こってきている問題です。

他の市町村は中学校卒業まで自己負担なしで進められ、保健機関とも、システム上、問題なく進んでいます。市長は、子ども医療費助成は、根本的に国が総合的に取り組む制度と考えています。しかし、国の実施を待っていても、地域間格差は広

がるばかりで、私は、この格差を容認するかのような市の態度は納得できないものです。

今の制度では、何度も言いますが、お金がなくては結局治療することができない、つまり病院に行くことができません。病院に行くことをためらう原因をつくっていると考えます。私は、持病といった子供やアレルギー体質の子供、病院にかかりやすい子供たちを抱える保護者の皆さんから何かと、ほかの市のように無料化をしていただきたいという訴えを聞いてまいりました。

また、子供が4人や3人、子育てするお母さんも、1人病気にかかれば、子供が次々同じようにうつってしまい、たとえ1人が無料化で受診ができて、それ以外はお金がかかって大変です。こういった話はたくさん聞きました。

市長、今こそ子育てする家庭を応援する手だてをしっかりと行うべきです。安心して子供を育てる、子供の健康を守る立場で、中学校卒業までの医療費の無料化、これを求めますが、市長の考えをお聞かせください。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員、3番目の子ども医療費助成制度の市長の政治姿勢を問う、中学校までの無料化の考えはについて、本市の子ども医療費助成事業は、子育て支援策の1つとして、子育て世帯へ経済的な支援を行うとともに、子供の健康保持・増進を図ることを目的に実施しています。

入院につきましては、高額な医療費の支払いが予想され、本人・家族の精神的な負担も重くなると考え、中学生までの無料化を実施しています。

一方、通院につきましては、保護者や子供を取り巻く方々に、ふだんから子供の事故やけが、疾病予防に対する細心の注意、配慮、関心を持っていただくことが大切であり、また、将来にわたって子ども医療費助成事業を安定的に運営していくことなども総合的に勘案し、岩出市の考え方として、一部自己負担をお願いすることとしたものでありますので、どうかご理解をお願いいたします。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 和歌山県の県内の実施状況です。30市町村ある中で、中学校卒業まで完全に無料化している自治体は19自治体もございます。その中に岩出市も当然自己負担は強いものの、入っているわけですが、岩出市以外は全て無料化としています。

先ほど、市長おっしゃいました細心の注意、子育てするに当たって、事故や病気、それに対して細心の注意を払っていただくことも考えて負担を課しているというふうに言われました。しかし、これ無料であっても、保護者の方は子供に病気、事故、それを防ぐために注意は払います。自己負担があるからといって、注意を払わないというわけではございません。無料であっても、子供たちに命にかかわる大事なことについては、しっかりと保護者は保護者の立場として子供を守る、お父さん、お母さんとして注意を払っていくわけです。そうしたことは理由にならないと考えます。再度、もう一度、私はこのように、もう既に地域間格差を岩出市は認めるというような立場をとっておられるのではないかと考えるんです。

地域間格差をやっぱり岩出市としてもなくすために、岩出市も近隣市町村に見習い、無料化をすることを私は決断すべきだと考えますが、再度、これについてお答え願いたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどお答えしたとおりです。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 4点目は、ごみの減量化について、市長の考えを問います。

岩出市は、平成24年7月から可燃ごみの有料化を始めました。有料化を行う前にやるべきことがあると提案を行いながら、有料化の見送りも私は提案をしてまいりました。

しかし、市長は、逼迫する最終処分場や焼却施設への負荷、二酸化炭素排出に起因する地球温暖化を取り上げ、有料化を導入しました。しかし、市長は、ごみの排出状況や施策の効果の検証、そして評価を行い、必要に応じて見直しを図ると議会答弁をされております。

有料化が導入されて4年がたちます。私たちが行ったアンケート結果において、このごみ袋の有料化について意外な結果が出てまいりました。市長は、市民の理解を得ていると導入したときからお答えになっておりますが、ごみ袋の有料化、世代

を超え、アンケートにお答えくださったほとんどの方が望む施策として、ごみ袋の無料化を示しておられました。何とかしてほしいというあらわれです。

これまでの当局の説明では、一定の効果があらわれていると説明しております。しかし、私は目標値には達していないことを示し、どう取り組んでいくのかを議会でも取り上げています。ごみは一人一人の排出量を削減しなければ減りません。

ところが、平成27年度決算を見れば、平成12年度、1人1日の排出量917グラムに対し、平成27年度の目標は688グラム、しかし、実際は933グラムという結果でした。有料化をすれば、ごみの排出量は減ると言っていました。私はこれまでも指摘したように、どこの自治体でも起こっている有料化後のリバウンドが起きているのではないかと考えます。

有料化で一旦ごみは減っても、袋を買えばごみは出せるという意識の変化、この変化に対応するために、手数料を引き上げても、また同じことが起こり得ます。一旦は減っても、またふえる。ごみの排出を一人一人が減らそうと意識を変えるためには、根気よく丁寧な住民への理解を求めることが必要です。

市長は、ごみ袋の有料化実施から、現時点でのごみの減量化の実績、これをどう見て考えているのかをお聞きします。

2つ目は、改めて、結果の効果、検証を行い、ごみ袋の有料化廃止の考えはないのかをお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問、4番目の1点目についてをお答えいたします。

ごみ袋の有料化実施から現時点までの実績につきましては、家庭系可燃ごみにおいて、有料化前の平成23年度から平成27年度を比較しますと、12.6%の減量と一定の効果は見えるものの、課題も幾つかあり、減量化は道半ばというところでありま。現状をいま一度しっかり分析するとともに、ごみの種類ごとに綿密な対策を講じ、各年ごとの取り組みを強化し、計画的に減量化を進めていくよう指示しているところでもあります。

2点目の有料化の廃止については、家庭系可燃ごみにおいて、一定の減量を図れていることに合わせて、減量化を計画的に進める上で必要でありますので、有料化は継続して実施してまいります。

なお、詳細につきましては、生活福祉部長から説明をいたします。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の4番目の1点目、詳細についてお答えいたします。

有料化が開始されたことに伴うごみ減量化支援といたしまして、集団資源回収事業奨励金の創設を初め、生ごみ処理容器購入補助等ごみ減量化に対する事業を計画し進めてきましたが、なお一層の減量化が必要な状況であります。

特に、事業系可燃ごみについては、事業所数や業種等、再度現状の把握及び分析が必要と考えており、これに基づいて具体的な方策を講じる等、対策を強化してまいります。

加えて、引き続きエコショップ・エコオフィス認定制度の認定事業者増加を図るため、戸別訪問による加入促進を図ってまいります。

なお、一定の減量効果があった家庭系可燃ごみにつきましては、平成27年度に、区自治会長を対象に実施した排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会を区自治会単位や各種団体等に拡大し、あわせて集団資源回収等の減量化支援事業の啓発を行い、住民との対話による啓発を強化してまいります。

今後も全てのごみ種のさらなるごみ減量化に向け、市民の減量化意識の向上を図るため、対話に重点を置き、支援制度の周知・啓発等、各年ごとにさらなる取り組みを進めてまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 これまでにも集団回収、また、生ごみ処理機の個数の増量、また、減量対策のために、職員の皆さんが各地域を回ってといった減量対策を進めておられるのも、一定の努力はあるかと私は思っております。

1つ聞きたいのは、1人当たりの排出量に一部の事業系ごみも含まれているのかという点なんです。これについて、まず含まれていないのか、含まれているのか、これについてお答え願いたいと思います。

そして、有料化するに当たっては、フェニックス、最終処分場の件です。これについて、しきりに限界に来ている、大変だということを申しておりました。しかし、今そうした声というのは、ほとんどが聞かれないんです。一番言われるのは、今のクリーンセンターに当たって、排出の可燃ごみの中に不必要な可燃ではないごみが含まれているということは言われますが、本気で考えなければならないのは、やはり最終処分場のフェニックスの問題を訴えて、市は有料化を進めるためのところで

説明をしておりました。そのところはどうなっているのかという点です。

焼却コストは、事業系のごみの分も家庭系に負わずでないかという点はどうなのか。ごみの問題は、行政だけではなく、市民、私たち、みんな出す問題です。その出す人間一人一人に対して、どれだけごみを減らせるかという意識向上を高めるために、もっともっと努力が必要だと思っています。

そのためには、いろんな提案、そして分析結果から見る、どのような施策が講じることができるのかということが大変必要なんですが、私は有料化をまず見直して、もう一度、ごみに対する考え方を意識向上を市民に訴えるべきだというふうに考えております。その辺について、再度どうなのかをお聞きいたしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、事業系ごみが含まれているかということでございますが、クリーンセンターのほうで収集する中には、事業所のごみも含まれております。一部は含まれております。

それから、フェニックスの最終処分場の問題なんですが、これは一般廃棄物、うちだけじゃないんですけども、フェニックス圏域の中で、ごみの減量化を進めた結果、平成39年までは一旦伸びております。現在、第3次埋め立て計画というか、フェニックス計画を国のほうへ申請している状況でございます。これにつきましては、各市町村圏域が減量化に取り組んだという成果で、平成39年まで伸びておるということでございます。

以上でございます。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

先ほどクリーンセンター所長が申しましたように、家庭系のごみの中に事業系のごみがまじっておる状況であります。こういう部分、先ほど申し上げましたように、事業可燃ごみの対策を考えるに当たって、このような部分というところも一度分析をしっかりとしていく必要があると考えております。それらも含めて、再度、現状の把握、分析を行って、事業系ごみに関しても、具体的な方策を講じてまいりたいと考えております。

それから、先ほどから申し上げておりますが、なお一層、減量化について取り組んでいくところでありますが、ごみ袋の有料化に関しては、一定の効果を認めてお

りますので、引き続きごみ袋の有料化を維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、先ほど言われました事業系のごみが一部含まれているというふうにご答弁されております。事業系のごみは、年々ふえてきている、増加しているというふうにおっしゃっております。それが1人当たりの排出量の中に事業系が含まれているというふうに言われているんですが、市民には減量化を減量化をと訴えて、有料化をしてきたにもかかわらず、ここの中に事業系が一部含まれているというのは納得できないんですね。

市民には分別、分別、分別というふうに訴えてきたにもかかわらず、もっときちりとその辺、本当に家庭から出るごみ、1人当たりの排出量どうなのか、事業系はのけてどうなのかという分析を徹底して行ってもらいたいと思います。

2つ目に、フェニックスの問題で、削減効果があらわれて、各自治体ですね、平成39年まで延びました。第3次の埋め立てをしています。ごみの有料化するときに、あれだけフェニックスの問題を訴えられて、でも今は、これだけ広がったから、延びたからいいですよと私には聞こえてしまうんです、どうしても。

フェニックスの問題を訴えてこられたのであれば、これはどの自治体もかかわる問題ですよ。でも、岩出市としては、この問題が逼迫している、このように言ってきたんです。だったら、ここももうちょっと真剣に考えながら、これ全体をどうするのかというのをしっかりと考えていただきたいものなんです。この辺についてどうでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

家庭系ごみの中に、一部事業系のごみがまざっているというところでありますけれども、このことに関しても含めて、再度現状の分析を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○井神議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

フェニックスにつきましては、搬入量を一般廃棄物の圏域の168市町村全てのところで何割かということ減らしております。そのために平成39年まで延びており

ます。今、第3次計画を国へ申請しているところではありますが、これが平成39年まで延びていなければ、多分、岩出市のごみもフェニックスへ搬入、最後、平成39年までもたない場合は、第3次計画が追いついてこないと。これ、計画やり始めて、埋め立てまでには約10年間、準備期間かかります。今、平成24年、平成39年まで延びた。これが延びたことによって、今後の最終処分場が確保されたものと考えておりますので、ご理解いただけますか。

○井神議長　これで、市来利恵議員の4番目の質問を終わります。

　　以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

　　通告5番目、10番、田畑昭二議員、発言席から総括方式で質問願います。

　　田畑昭二議員。

○田畑議員　10番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、3点、総括方式で質問いたします。

　　まず1点目は、水道事業についてであります。

　　国民生活に不可欠なインフラであります水道事業が、今日、その維持をめぐり、大切な時期にきております。今後、急速に水道管の施設の老朽化が進み、課題解決へ取り組む自治体も多くなってきております。

　　そこで、当市の老朽管の現状はどのようになっているのか。また、水道管の耐震性の現状はどのようになっているか。また、今後の安定供給の重点施策と対策はどのように考えているのか、お答え願いたいと思います。

　　2点目は、ごみの不法投棄についてであります。

　　岩出公民館敷地内に、夜間にごみが3年前より不法投棄され続けていると聞いておりますが、さまざまな施策が講じられているとは思いますが、その対策はどのように考えているのか。例えば、監視カメラの設置なども効果があると思われませんが、どうでしょうか。

　　3点目は、街路灯についてであります。

　　岩出駅前通りの商店街の街路灯は感じがよく、皆様に好かれておりますが、点灯時間が明るい時間帯のときから点灯されており、もう少し節電を考えてもいいのではないかと思います。また、点灯の仕組みはどのようになっているかもお答えください。

　　以上、3点についてよろしく申し上げます。

○井神議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

　　上下水道局長。

○濱田上下水道局長 田畑議員のご質問の水道事業についての1点目、老朽管の現状はについて、お答えします。

老朽管の現状につきましては、平成27年度末の水道管の総延長は約373.1キロメートルでございまして、そのうち耐用年数40年を超えた老朽管は約25.4キロメートルで、老朽化の割合は6.8%でございます。

なお、耐用年数40年とは、地方公営企業法に基づく固定資産の減価償却方法であり、実際には、それ以上の耐久性もあることから、長寿命化を図っております。

次に2点目、水道管の耐震性の現状についてお答えします。

水道管の耐震性の現状につきましては、管路延長約373.1キロメートルのうち耐震化した延長は約125.4キロメートルで、耐震化率は33.6%でございます。

次に、3点目の今後の安定供給の重点施策と対策はについてお答えします。

現在、新設道路工事による布設工事、下水道事業による移設工事などに合わせて工事を実施しており、耐震化を進めております。

また、今年度当初から第三浄水場の供用を開始し、水源の複数化を図り、上水道の安定供給を進めておりますが、昨年度策定した水道事業ビジョンに基づき、アセットマネジメントを実施し、既存施設の長寿命化や投資の平準化により、財政面の軽減に努め、さらなる安定供給を図っているところです。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の2番目についてお答えいたします。

岩出地区公民館の敷地内は、現在、地域の資源ごみ置き場となっており、粗大ごみなどの不適正なごみがたびたび排出されていることは把握しております。

これまで日常のパトロールのほか不法投棄禁止看板の設置、ごみ置き場への張り紙、周辺自治会への分別方法の回覧等の対策を講じてまいりました。また、不適正に排出されたごみの展開調査を行い、排出者が特定できたごみについては、排出者への引き取り指導を行っております。

さらに、今年度は和歌山県の不法投棄監視カメラ設置事業を活用し、監視カメラを一定期間設置することで不法投棄の抑制を図ってまいります。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 田畑議員のご質問、街路灯についてお答えいたします。

岩出駅前の市道宮岩出駅線における街路灯について、道路交通の安全及び円滑を図ること、また、地域の防犯のために、平成18年度から平成23年度で31基設置して

おります。

なお、通常の点滅の方法は、暗くなれば点灯、明るくなれば消灯となる照度センサーにより自動で行っておりますが、本路線については、沿線建物の明かりに反応し、照度センサーが誤作動することから、年4回、点灯時間帯を手動で変更し、タイマーで点滅を行っております。

年間の点灯時間は、5月1日から8月31日までは18時30分から4時30分、9月1日から9月30日までは17時30分から5時30分、10月1日から2月28日までは16時30分から6時30分、3月1日から4月30日までは17時30分から5時30分となっております。

現在は、防犯上、より安全を期して早目に点灯しておりますが、議員ご質問のとおり、節電も勘案し、日没・日の出の時間帯に合わせて、今後、点灯時間を検討してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、水道事業についてですが、水道管の耐震化が、現在、33.6%ということなのですが、今後、全てやるにはどのぐらいの年月がかかるのでしょうか。また、このたびの、この秋の臨時国会で28兆円の補正が組まれる予定になっておりますが、その中で新聞報道では、水道管の耐震化事業に補助を行うと出ておりましたけれども、当市の見通しはどうなっているか、お尋ねいたします。

2点目、不法投棄の件ですが、一定期間、監視カメラを設置するということなのですが、一定期間過ぎれば、あと、どのような対応をされる考えか、お聞かせ願いたいと思います。

3点目は、節電という観点で、少し見直しをこれからしていこうということなのですが、答弁にもありましたように、安全上、早目に点灯することも非常に大事ではありますが、その上で節電との兼ね合いが必要でもあります。その辺、特にきめ細かな対応をよろしくお願ひしたいと思います。

以上3点です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 再質問の耐震化の完了はいつごろになるのかについてお答えします。

水道施設の耐震化につきましては、耐震基準導入後、平成13年以降、老朽化施設

の更新とあわせて耐震化の整備を行っております。法定耐用年数に合わせた施設の更新に努めておりますが、国の水道ビジョンでは、耐震化が必要な施設の全てを今後50年から100年で耐震化するよう求められています。

現在、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって、効率的かつ効果的に管理運営するため、アセットマネジメントを策定しているところであり、緊急性、重要度等を考慮しながら、耐震化の整備を進めてまいります。

次に、国の補正予算に関連してお答えいたします。

本年度、国の第2次補正予算案に、老朽化した水道管を耐震性のある管に更新するための支援費が計上されておりますが、この交付金の採択基準は、給水人口5万人以上の水道事業者では、水道料金が全国平均より高い事業者であること、資本単価が1立米当たり90円以上であることなどとなっております。

本市の水道事業は、他市に比べ、健全な管理運営を維持しており、採択基準に該当しないため交付されません。

以上です。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました県の事業における監視カメラの貸与期間は、3カ月以内となっております。貸与期間終了後につきましては、日常のパトロールなど、これまでの対策を強化したいと考えておりますが、貸与期間終了後に不法投棄が改めて発生するようであれば、再度監視カメラの設置を検討してまいります。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 街路灯についての再質問にお答えします。

点灯時間の検討につきましては、議員ご指摘のとおり、安全性や節電を勘案して、きめ細かな対応を心がけてまいりたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、9番、松下 元議員、発言席から質問願います。

松下 元議員。

○松下議員 9番、松下 元です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、市長選挙への対応について、1番、市長選挙に対する考え方を市長にお伺いいたします。

私は、この時期、市民の皆様方が最も気にされているのは、9月25日告示、10月2日投票と、既に日程が決定している市長選挙に、現職である中芝市長がどう対応されようとしているのかを思っております。

選挙を間近に控える中、中芝市長が立候補されるのかということが、なかなか聞こえてこない状況が続いております。言い方が悪いようですが、しびれを切らした多くの市民の皆様方がみずから進んで自主的に、中芝市長に対して出馬要請を行っていると聞いております。

平成18年4月1日、市制施行を実現した岩出市、早いもので、ことしは10周年もの年を迎えました。社会経済状況は、相変わらず先の見通しが立たない状況が続き、地方においては、地方創生という名のもと、それぞれの特性を生かして、自主性と自立性をもって持続可能な地域づくりを求められる時代となってまいりました。

中芝市長におかれましては、民間出身という経験を生かされ、就任以来、一貫して行財政改革と職員の意識改革に取り組み、財政の健全化を維持しつつ、岩出市長期総合計画に基づき、岩出市のまちづくりを着々と進められております。

聞くところによりますと、前回の選挙に立候補した方が立候補を表明されておりますが、我々有志岩出市議会議員といたしましては、中芝市長の実績、行政手腕等を考えますと、市制施行10周年を迎えた岩出市ではありますが、市にふさわしいまちづくりには、まだまだ中芝市長のリーダーシップによってまちづくりを進めていただくことが、最良の道であると考えております。

中芝市長の今回の市長選挙に対する考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 松下議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま今回の市長選挙に対する考え方ということでご質問をいただきました。また、私の市政運営について高い評価の言葉をいただき、まことに光栄であり、恐縮であります。

平成8年に町長に就任させていただき、5期、19年と11カ月が経過しました。今日まで、私なりに最大限の努力をしまいたと自負しておりますが、これもひとえに市議会議員の皆様方初め市民の皆様方の温かいご支援とご協力があったからこそでございます。

さて、議員の質問にもございましたように、市町村を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。政府においては、デフレ脱却を目指して、アベノミクスを推進されているところですが、地方にはまだまだその恩恵は浸透しているとは言えず、消費税増税も先送りされているのが現状であります。

第3次安倍再改造内閣が発足し、少子高齢化、人口減少時代を乗り切るため、地方創生、一億総活躍という新しい概念のもと、地方は地方の特性を生かして、全ての人々がそれぞれの舞台上で活躍できる持続可能なまちづくりを進めていくという方向性が示されているところではありますが、東日本大震災、熊本地震、多発する集中豪雨など、これまでにない自然災害が発生するなど、あらゆる面で大きな転換期を迎えていると言っても過言ではありません。

また、価値観やライフスタイルの多様化により、行政需要も多様化してきており、これまで以上に行財政改革と職員の意識改革が必要になってまいりました。

議員ご指摘のとおり、各種団体、企業、組合など、各界各層の皆様方から出馬の要請をいただき、ご意見を伺ってまいりました。先ほど申し上げましたとおり、依然として厳しい財政運営を強いられる中、岩出市創生、自主自立の道を探っていかなければならないという本当に厳しい状況の中、市制施行10周年を迎えた岩出市において、将来に対する私に課せられた責務は何かを考え、悩んだ結果、市民の皆様方のご支援、ご協力をいただけるのであれば、次の4年間を再度市長として先頭に立たせていただき、岩出市発展のため全力を傾注する決意をしたところでございます。（拍手）

○井神議長 静粛に願います。拍手は禁止されております。

○中芝市長 皆様方の今後なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、松下議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○井神議長 再質問を許します。

○松下議員 終わります。

○井神議長 以上で、松下 元議員の一般質問を終わります。

通告7番、11番、吉本勸曜議員、発言席から質問願います。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 11番、吉本勸曜でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ただいま松下議員の一般質問に対して、中芝市長の市長選挙に対する考え方をお聞きしました。今回の一般質問では、私なりに中芝市長の選挙に対するご意思につ

いてお聞きする予定でありましたが、今、明確に表明されましたので、この1点目については割愛させていただきたいと思います。多くの市民の皆さんも中芝市長の決断を待っていたと思いますので、尊敬する私としても本当にうれしく思います。ありがとうございます。

それでは、続いて、2番目の質問に移らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

中芝市長のまちづくり方針は、昨年度において策定しました第2次岩出市長期総合計画・後期基本計画や岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に方向性が出されておりますので、我々は議員の立場として理解しているところでございますが、一般市民の方々は、なかなかその内容については理解されていないところもあると考えます。

中芝市長の実績につきましては、数え上げれば切りがありませんが、今期4年間の中でも都市基盤整備では、京奈和自動車道では紀北西道路の整備促進とともに、岩出根来インターチェンジの設置、府県間道路泉佐野岩出線については、府県境からの4車線化が進み、いよいよ岩出橋のかけかえの段階まで促進されています。

また、市道根来安上線、市道押川根来線の整備、渋滞対策、浸水対策事業等必要な事業に取り組まれるとともに、岩出市の長年の課題でありました旧県会議事堂・一乗閣については、県事業として修復保存を実現するとともに、隣にねごろ歴史資料館を建設し、ねごろ歴史の丘として、今後の観光振興の拠点としての整備を進められております。

下水道整備については、着々と計画的に進められるとともに、上水道についても第3次拡張変更事業により計画的かつ効果的に進められております。3次拡張変更事業により計画的に進められている事業は、皆さんの深いご理解があればこそと考えております。

また、防災対策としても、南海トラフを震源とする大規模地震の発生が懸念される中、自助・共助・公助それぞれの意識の強化に努めるとともに、自主防災組織の設立促進、市役所に非常用発電設備の設置、防災行政無線の自動電話対応設備、安全・安心メールの配信サービス、木造住宅耐震化事業、橋梁の長寿命化、さらには民間や行政機関との災害協定を進める等、着々と進められております。

子育て分野におきましては、病後児保育事業、子ども医療費の助成拡充、定期予防接種の充実、子育て応援サイトを開設するなど、地域福祉、高齢者福祉も含めてバランスを重視した福祉施策に取り組まれております。

教育分野では、学校教育においては、学力向上を最重要課題として取り組まれるとともに、学校給食においては地産地消を促進されており、生涯学習においては青少年の健全育成、生涯学習の促進等、市民が生き生きと生きがいを持って暮らせる施策、事業に取り組まれております。

昨年度の紀の国わかやま国体では3種目、紀の国わかやま大会では2種目を誘致され、両大会とも大成功のうちに閉会を迎え、市民の皆様方に多くの感動と夢を与えました。

言い出すと切りがございませぬが、これぐらいにしておきたいと思いますが、まちづくりには終着点はありません。次から次へと課題が発生してまいります。市行政は、そういった課題に的確に答えていくことが求められます。

中芝市長におかれましては、今回の市長選挙に当選された場合、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていこうと考えておられるのか、具体的な方針があるのであれば、お聞きしたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 吉本議員のご質問にお答えいたします。

選挙への出馬については、先ほど松下議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

2点目の今後のまちづくりについて、お答えいたします。

私は、平成8年に町長に就任させていただき、まず着手したことが2つあります。

1つが、まちづくりの基本方針であります長期総合計画の見直しであります。この趣旨は、岩出のことを一番理解しているのは職員であることから、職員みずからどんなまちを目指すのか、自分たちで考えるよう指示しました。

当時の長期総合計画というのは、コンサルタント業者が、どの市町村でも通じるような原案に、それぞれの特性を少し加えるような手法が一般的でありましたので、職員自身にまちづくりをしっかりと考えさせることが必要と考えたからであります。職員が手づくりで策定した計画を着実かつ計画的に実現していくため、私は自分のできる限り精いっぱい財源確保の手だてを初め、各事業が円滑かつ確実に達成できるよう努力してまいりました。

もう1つは、住民意識、民間意識と職員の意識、いわゆる公務員意識に大きな乖離を感じたことから、住民意識に寄り添える職員を育成していくため、どうすれば

いいかを考え、町政懇談会を開始しました。町政懇談会の目的は、住民の意見や要望を行政に反映させていくこと、行政が取り組んでいることを理解していただくことであることは言うまでもありませんが、職員が地域に出向き、住民の皆様方と膝を突き合わせ、意見や要望を聞き、住民の方々が何を考えているのか、自分たちは行政として何をしなければならないのか、いろいろな準備も必要であり、職員にとっての勉強の場ということも目的の1つでありました。早いもので、19年続いております。

今後のまちづくりにおける考え方としては、やはり基礎となるのは職員であります。私が市長であろうとなかろうと、岩出というまちは半永久的に続いていくわけです。市にふさわしい職員の資質向上は、執着点のない永遠の課題であると思います。引き続き、私にできる範囲で努力していかねばならないと考えております。

今後4年間で取り組んでいく施策、事業につきましては、第2次岩出市長期総合計画・後期基本計画や岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略にお示ししたとおりであります。やはり市民の皆さん方や地域との対話と協調を基本理念として、まちの将来像と位置づけております「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指していくこととなります。

人口については、まだ減少傾向にあるとは言えませんが、徐々に社会動態は減少しつつあることから、今後は、大きな伸びは望めないものと想定しております。

そんな中で、現状の本市の課題の1つは、玄関都市としての機能充実と考えています。和歌山県最北部、大阪と隣接する岩出市では、広域幹線道路の整備が進み、京奈和自動車道紀北西道路、府県間道路泉佐野岩出線が交差し、国土軸にも近いという意味で、この利点を十分生かさなければなりません。

そのために、現在進めております物流拠点の整備とねごろ歴史の丘を核とした観光基盤の整備とともに、広域観光ネットワークの充実は、交流人口の増はもとより、本市の活性化に不可欠であると考えております。

幹線道路沿いへの商業施設の集積については、にぎわいや交流拠点を創設するだけでなく、雇用の場の確保においても有効であると考えております。また、広域幹線道路の整備に伴う市内道路の交通量の変化に応じて、交差点改良や道路拡幅等道路機能の維持に努めなければなりません。

下水道整備については、第3次認可区域の整備を進め、平成31年度完了を目標に、第4次認可区域の整備に着手してまいります。

次に、東日本大震災や熊本地震の発生に見られるように、巨大地震がいつどこで起こっても不思議ではありません。南海トラフや中央構造線を震源とする地震の脅威を抱える本市においては、災害に強いまちづくりは喫緊の課題であります。

本市においては、自助・共助・公助のそれぞれの役割を認識し、防災・減災の基盤づくりに取り組んでまいりました。自主防災組織の全地域での組織化を目指すとともに、地域防災訓練はより実践的なものに改善してまいります。

個人住宅の耐震化については浸透してきましたが、家具の固定化等、まだまだ防災意識の高揚を図っていく必要があります。また、台風や集中豪雨による浸水被害が発生していることから、引き続き根来川、住吉川の早期改修を要望するとともに、国営総合農地防災事業を初め、国・県などの関係機関と連携を図り、浸水被害の軽減、解消を図ってまいります。

次に、人口増を目指すには、岩出市で生まれ育つ子供をふやしていくことが重要であることは言うまでもありません。そのためには、少子化の最大原因とされる未婚・晩婚化の解消を図り、その上で妊娠・出産・子育て分野において、ニーズに応じた切れ目のない支援や環境整備に取り組んでいく必要があります。

また、子育て分野だけでなく、誰もが人権を尊重され、いつまでも健康で暮らすことが理想であります。

保健・福祉・医療分野においては、年々そのニーズは増大してまいります。まずは健康意識の向上、健康づくりに努め、年代に応じたサービスの充実、提供に取り組んでまいります。

最後に、教育関係については、学力の向上が課題と考えておりますが、小中学校においては、生涯にわたる人間形成の観点から、生涯学習の基礎を養い、確かな学力と豊かな心、たくましい体を兼ね備えた多様な社会環境に適応できる能力を持った子供の育成に向けて、教育内容や設備の充実に努めてまいります。

今後のまちづくりの考え方については主なものを申し上げましたが、いずれにいたしましても、確かな財源の確保と健全財政の堅持を基盤として、行政各分野のバランスを考え、まちづくりが重要であると考えております。

まだまだ行政課題は山積しておりますが、行政は私一人がするものではありません。職員それぞれの個々の能力とチームワークを磨き、市民の皆様と協働をどこまで達成できるか、まちづくりの基本はそういうところにあるのではないかと考えておりますので、振れることなく、岩出市のすばらしい未来へのまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。吉本議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○井神議長 再質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 1点だけお聞きしたいと思います。

19年、行政を預けられた市長に対して、多選に対しての批判という声もあるかと思いますが、私は、市長にふさわしい人、能力のある人については、何年であろうが何期であろうがやっていただきたいと思います。また、逆に、市長にふさわしくない人であるならば、1期でもやっていただきたくないと私は考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 非常に答えにくい答弁でございますが、そうだと思います。やはりまちはまちのことを一番思っている者が、やっぱりやらんとしやあないです。これはやらんとしやあないんかなと思っています。よろしくお願いします。（拍手）

○井神議長 静粛に願います。

再々質問ありますか。

（なし）

○井神議長 以上で、吉本勸曜議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

本定例会は、去る8月23日開会以来、本日まで、議員各位には諸議案の審査に連日ご精励を賜り、加えて議会運営に際しましても、特段のご理解とご協力を賜り、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝を申し上げ、閉会の挨拶いたします。

これをもちまして、平成28年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時30分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成28年9月8日

岩出市議会議長 井神 慶久

署名議員 西野 豊

署名議員 山本 重信